

平成21年度

ことしの

税制改正

の

ポイント



- 新事業承継税制の創設
- 中小企業の軽減税率の引下げ
- 欠損金の繰戻還付の復活
- 住宅ローン控除の大幅拡大
- 住宅の省エネ等リフォーム投資減税の創設
- 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の延長…などの**主要改正事項を収録!**

は じ め に

わが国経済は、国内的な構造改革の取組みや国際面での輸出の進展もあって息の長い景気回復を続けてきましたが、金融資本市場の混乱などにより世界経済が一段と減速する中、すでに景気後退局面に入っています。さらに今後、景気の下降局面が長期化・深刻化する恐れも指摘されています。

平成21年度税制改正においては、このような経済金融情勢に即応し、世界経済の混乱やそれに伴う国内経済の不振から国民生活を守り、今年度からの3年間のうちに景気回復を最優先で実現すると断固たる決意に基づいて、わが国の内需を刺激するため、大胆かつ柔軟な減税措置が講じられました。

まず、住宅投資の活性化を地域経済の起爆剤とするため、最大控除可能額が過去最高水準の600万円となる住宅ローン減税が導入された他、所得税から控除し切れない額は個人住民税からも控除できる制度が導入されました。あわせて、長期優良住宅の取得や省エネ、バリアフリー等の住宅リフォームについて、既存のローン減税の枠組みにとらわれない新たな減税措置が導入されました。また、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を強力に推進する観点から、今後2年間に取得する土地について、長期所有に係る譲渡益について新たな特別控除制度が設けられるとともに、同期間に土地を先行取得して他の土地を売却した場合の譲渡益課税の繰延措置が創設されました。あわせて、土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率が据え置かれました。

つぎに、設備投資を促進するため、成長力の強化と低炭素社会の実現に向け、資源生産性の向上に取り組むべく、省エネ・新エネ設備等に対する即時償却等を可能とする税制が導入されました。また、わが国企業が海外市場で獲得する利益について、その国内還流に向けた環境整備のため、海外子会社からの受取配当の益金不算入制度が導入されました。

また、中小企業対策として、金融不安や景気後退の影響を受けやすいことに鑑み、その経営を支援するため軽減税率が時限的に引き下げられるとともに、円滑な資金繰りに資するため欠損金の繰戻し還付制度が復活されました。また、中小企業の経営承継を円滑化するための新たな事業承継税制が導入されました。

さらに、上場株式等の配当等の軽減税率の3年間の延長、確定拠出年金制度・生命保険料控除の見直し、自動車重量税・自動車取得税の軽減措置等盛りだくさんの改正が行われました。

最後に、今回成立した所得税等の一部を改正する法律の附則第104条では、税制の抜本的改革に係る措置が平成23年度までに講じられることとされています。

本冊子では、これらの改正事項を体系化・図式化し、分かりやすく解説しました。実務家や経営者・資産家をはじめとした皆様方の実務のお役に立てれば幸いです。

目次

I 相続と事業承継の税制改正のポイント

- 1 非上場株式等についての相続税の納税猶予制度等の創設 4
- 2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の創設 18
- 3 農地等に係る相続税の納税猶予制度等の見直し 21
- 4 遺留分に関する民法の特例 23

II 法人の税制改正のポイント

- 1 中小企業者等の軽減税率の時限的引下げ 26
- 2 中小企業者等の欠損金の繰戻し還付の復活 28
- 3 中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長 30
- 4 省エネ・新工設設備等の投資促進のための税制措置 31
- 5 企業再生関係税制の見直し 32
- 6 棚卸資産の評価方法の見直し 33
- 7 事前確定届出給与の記載の省略 33
- 8 役員給与の業績悪化改定事由の明確化など 34
- 9 上場有価証券の評価損の損金算入要件の明確化 36

III 住まいと土地の税制改正のポイント

- 1 住宅ローン減税制度の大幅拡充等 37
- 2 認定長期優良住宅の新築等に係る投資型減税の緊急措置の創設 39
- 3 省エネ・バリアフリー・耐震改修工事をした場合の投資型減税制度の創設 41
- 4 その他の住宅ローン控除制度関係の改正 44
- 5 住宅ローン控除の所得税額控除残額の住民税額減額制度の創設 44
- 6 長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設 45
- 7 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設 45
- 8 土地等の所有権移転登記の登録免許税に係る税率の軽減措置の延長 46
- 9 不動産取得税の標準税率の特例措置の延長 47
- 10 土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長 48
- 11 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の負担軽減措置の延長 50
- 12 特定資産の買換特例の延長 51
- 13 その他の土地・住宅関連の改正 52

IV 金融・証券の税制改正のポイント

- 1 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の軽減税率の延長等 53
- 2 上場株式等の配当所得等に係る源泉徴収税率等の特例の延長等 53
- 3 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例の延長 53
- 4 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設 54

5	カバードワラントに対する課税方式等の見直し	56
6	特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等	56
7	特定口座への上場株式等の保管の委託に関する特例の廃止	57
8	特定管理会株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象の拡大	57
9	上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限の延長	58
10	公共法人等又は金融機関等が提出する国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書の不提出	58
11	内国法人等が国内において発行された上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了等により支払を受ける金銭等のうち収益の分配部分の非課税	58

V 国際課税の税制改正のポイント

1	外国子会社配当益金不算入制度の創設	59
2	外国税額控除制度の改正	62
3	外国子会社合算税制の見直し	62
4	投資組合に出資を行う外国組員に対する措置	63
5	外国法人が受ける割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲等	64
6	社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の譲渡により生ずる所得	65
7	債券現先取引から生ずる所得	65
8	外国子会社配当益金不算入制度の創設等に伴う地方税の改正	65

VI 自動車・道路の税制改正のポイント

1	低公害車購入に係る自動車重量税の軽減・免除(国税)	66
2	低公害車購入に係る自動車取得税の軽減・免除(地方税)	68
3	道路特定財源の一般財源化	70

VII その他の税制改正のポイント

1	確定拠出年金制度の見直し	71
2	生命保険料控除制度の改組	72
3	その他の平成21年度改正	74
4	税制の抜本的な改革に係る措置	76
5	「経済危機対策」による税制改正の概要(緊急収録)	77

凡例

所法…所得税法、所令…所得税法施行令、法法…法人税法、法令…法人税法施行令、法規…法人税法施行規則、措法…租税特別措置法、措令…租税特別措置法施行令、措規…租税特別措置法施行規則、地法…地方税法、地法附…地方税法附則、平21改所法等附…平成21年所得税法等の一部を改正する法律附則、平21改法令附…平成21年法人税法施行令の一部を改正する施行令附則、平21改所令附…平成21年所得税法施行令の一部を改正する施行令附則
経営承継円滑化法…中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

I

相続と事業承継の 税制改正のポイント

1

非上場株式等についての相続税の 納税猶予制度等の創設

(措法 70の7の2、措令 40の8の2)

経営承継相続人等が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した議決権株式等(相続開始前から既に保有していた議決権株式等を含めて、その会社の発行済議決権株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限ります。)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予することとされました。

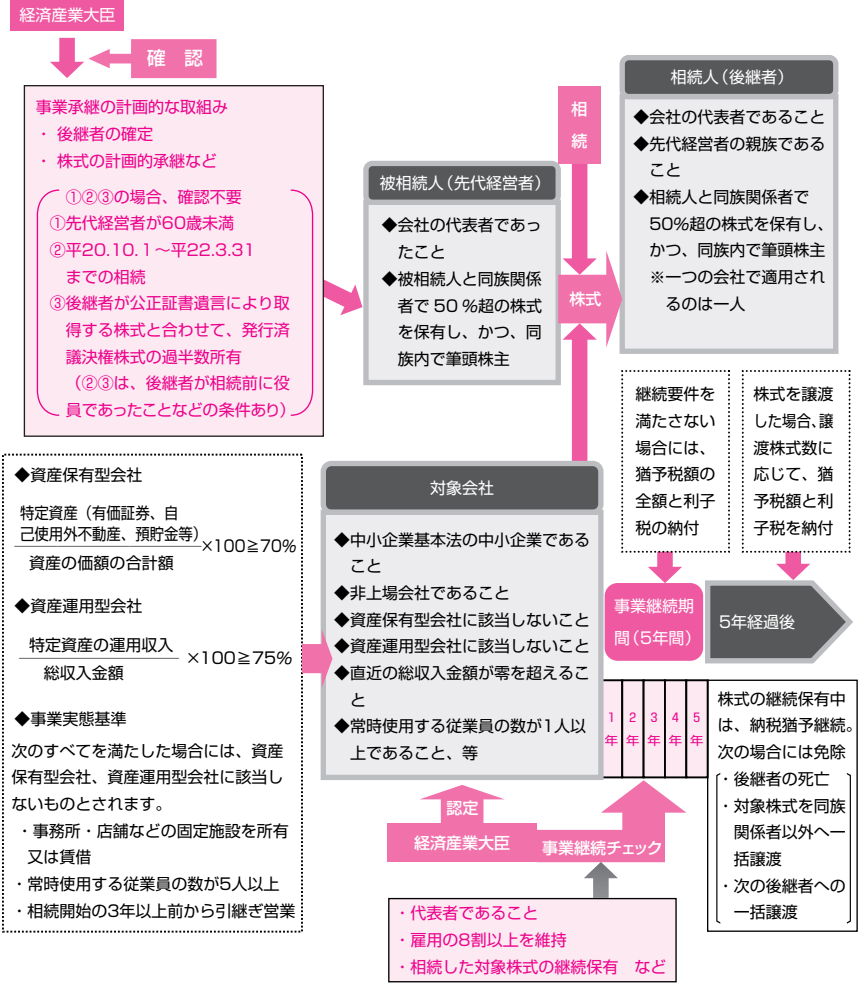
経営承継相続人等とは

被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社の非上場株式等を取得した個人で一定の要件を満たしたものをいいます。また、経済産業大臣の確認や認定の手続等について定めている「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(以下「経営承継円滑化法」といいます。)にも同様の規定が設けられています。この経営承継相続人は、相続税の申告期限後5年間は毎年、その後は3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければなりません。

(注) このIでは、原則として租税特別措置法をベースに解説していますが、経済産業大臣への手続に関する項目については、経営承継円滑化法施行規則に基づいています。



【相続税の納税猶予制度の概要】



(経済産業省・中小企業庁資料より)

【1】猶予税額の計算

①	相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、経営承継相続人等の相続税額を算出します。
②	経営承継相続人等以外の相続人の取得財産は不変としたうえで、経営承継相続人等が、特例適用株式等(100%)のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人等の相続税額と、特例適用株式等(20%)のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人等の相続税額の差額が、経営承継相続人等の猶予税額とされます。
③	①により算出した経営承継相続人等の相続税額から②の猶予税額を控除した額が経営承継相続人等の納付税額となります。

計算例

※便宜上、万円未満の端数は適宜に調整しています。

子供 A 自社株以外の財産 5億円

子供 B (経営承継相続人等)

自社株以外の財産 5,000万円

自社株 (発行済議決権株式等の100%) 4億5,000万円

遺産総額 10億円

1 通常の相続税額の計算 ※以下の数字は便宜上万円未満を調整しています。

◆ $10億円 - (5,000万円 + 1,000万円 \times 2人)$ (基礎控除額) = 9億3,000万円

◆ $\{(9億3,000万円 \times 1/2) \times 50\% - 4,700万円\} \times 2人 = 3億7,100万円$

◆ $3億7,100万円 \times \begin{cases} A: 5億円/10億円 \\ B: 5億円/10億円 \end{cases} = \begin{cases} A: 1億8,550万円 \\ B: 1億8,550万円 \end{cases}$

子供 A (経営承継相続人等以外の相続人)の相続税額は、**1億8,550万円**で確定

2 猶予税額の計算

(ア) 特例非上場株式等 $4億5,000万円 \times 2/3 = 3億円$

(イ) 特例非上場株式等(100%)のみを相続するとして、子供 B の相続税額を計算

◆ $(5億円 + 3億円) - (5,000万円 + 1,000万円 \times 2人) = 7億3,000万円$

◆ $\{(7億3,000万円 \times 1/2) \times 50\% - 4,700万円\} \times 2 = 2億7,100万円$

◆ $2億7,100万円 \times (3億円/8億円) = \mathbf{1億163万円}$

(ウ) 特例非上場株式等(20%)のみを相続するとして、子供 B の相続税額を計算

◆ $3億円 \times 20\% = 6,000万円$

◆ $(5億円 + 6,000万円) - (5,000万円 + 1,000万円 \times 2人) = 4億9,000万円$

◆ $\{(4億9,000万円 \times 1/2) \times 40\% - 1,700万円\} \times 2 = 1億6,200万円$

◆ $1億6,200万円 \times (6,000万円/5億6,000万円) = \mathbf{1,736万円}$

(エ) 猶予税額

◆ $\mathbf{1億163万円 - 1,736万円 = 8,427万円}$

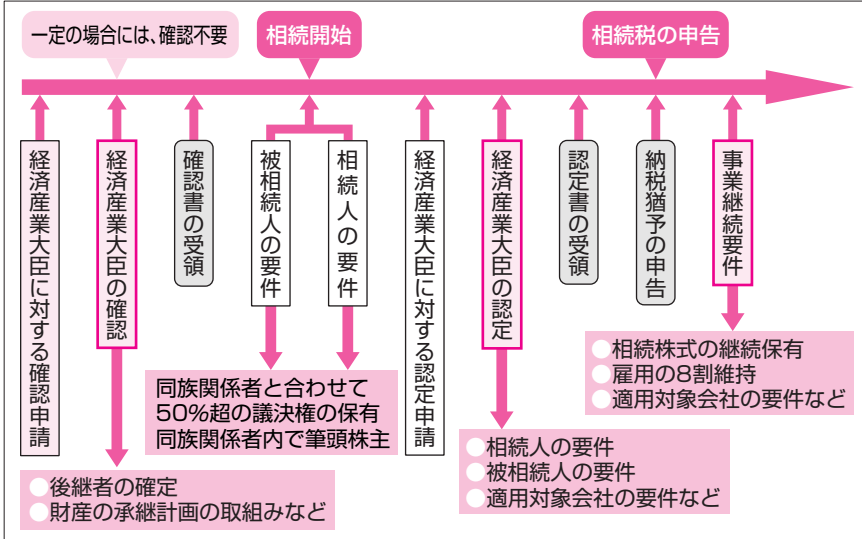
子供 B (経営承継相続人等)の猶予税額は、**8,427万円**

3 経営承継相続人等の納付税額

通常の相続税額 $1億8,550万円 - 猶予税額 8,427万円 = 1億123万円$

	相続財産	通常の相続税額	猶予税額	納付税額
子供 A	5 億円	1億8,550万円	—	1億8,550万円
子供 B	5 億円	1億8,550万円	8,427万円	1億123万円

【納税猶予制度の手続等と適用要件】



【2】 経済産業大臣の確認

(1) 経済産業大臣の確認 — 事業承継税制適用の前提 —

計画的な事業承継の取組を行っている中小企業を税制面でも支援するために、事業承継税制が設けられています。「計画的承継に係る取組に関して経済産業大臣の確認を受けていること」が「事業承継税制の適用の前提となる経済産業大臣の認定要件」とされています（経営承継円滑化法15）。

【経済産業大臣の確認を受けるための要件】（経営承継円滑化法施行規則15）

会社の要件	会社であること。中小企業者には会社と個人がありますが、事業承継税制における中小企業者は、会社のみです。個人は対象外です。
	上場会社等又は風俗営業会社は確認を受けることができません。
	中小企業者に 特定後継者 がいること。
	中小企業者に 特定代表者 がいること。
	特定代表者が有する中小企業者の株式等及び事業用資産等について、特定後継者が支障なく取得するための具体的な計画があること。

特定後継者の要件	特定後継者が確認時にまだ代表者に就任していない場合	中小企業者の代表者（代表者であった者を含みます。）が死亡又は退任した場合における新たな代表者の候補者であって、代表者から相続・遺贈・贈与により代表者が有する株式等・事業用資産等を取得することが見込まれるもの
	特定後継者が既に代表者に就任している場合	中小企業者の代表者であって、その中小企業者の他の代表者（代表者であった者を含みます。）から相続・遺贈・贈与により株式等及び事業用資産等を取得することが見込まれるもの
	(注) 後継者が2人以上いる場合もありますが、株式が分散することによる経営の不安定化を回避するために、特定後継者は、そのうちの当該中小企業者が定めた1人に限定されています。	
	次の特定後継者を定める場合	特定後継者が死亡した場合に、新たに特定後継者となることが見込まれる者（特定代表者又は特定後継者の親族に限ります。）がいる場合には、その新たな特定後継者となることが見込まれる者について確認を受けることができます。（確認申請に際して必ずしも決定し、確認を受けることは要しません。）

特定代表者（注1）の要件	特定代表者が確認時に代表者である場合	確認申請時	代表者が、同族関係者と合わせて総株主等議決件数の50%超を有し、かつ、同族関係者（特定後継者を除きます。）の中で筆頭株主であること
		代表者である期間内の一時点で	代表者が、代表者である時において、同族関係者と合わせて総株主等議決件数の50%超を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主であること（注2）
	特定代表者が既に代表者を退任している場合	確認申請時	代表者であった者が、同族関係者と合わせて総株主等議決件数の50%超を有し、かつ、同族関係者（特定後継者を除きます。）の中で筆頭株主であること
		代表者であった期間内の一時点で	代表者であった者が、代表者であった時において、同族関係者と合わせて総株主等議決件数の50%超を有し、かつ、同族関係者の中で筆頭株主であること（注2）
<p>(注1) 上記の該当する者が2人以上いる場合であっても、特定代表者は、そのうちの当該中小企業が定めた1人に限定されます。</p> <p>(注2) 「代表者である時」、「代表者であった時」のいずれの場合においても、ある時点において、特定代表者が、特定後継者を含む同族関係者の中で筆頭であったことが要件となっています。</p>			

計画書の作成要件	特定代表者から特定後継者に株式等や事業用資産等を支障なく承継するための「事業承継計画」を作成していること
----------	--

(2) 経済産業大臣の確認を申請するための手続等

1 確認を申請するための手続（経営承継円滑化法16）

事業承継税制の適用は、経済産業大臣の認定が要件とされています。さらにその認定のためには、「計画的な承継に係る取組」に関する経済産業大臣の確認が要件とされていますので、まず確認のための申請を行う必要があります。

2 経済産業大臣の確認

経済産業大臣が上記1の申請を受けた後に確認をしたときは、経済産業大臣から確認書が交付されます。また、確認をしない旨の決定があったときは、その旨の通知が行われます。

(3) 経済産業大臣の確認が不要の場合（経営承継円滑化法規則附則2）

事前に「計画的承継に係る取組に関して経済産業大臣の確認を受けていること」が、相続開始後の「事業承継税制の適用ベースとなる経済産業大臣の認定要件」となりますが、次の場合については「経済産業大臣の確認」を受けていなくとも、「経済産業大臣の認定」を受けることができます。

- ① 被相続人（先代経営者）が60歳未満で死亡した場合
- ② 相続人（後継者）が、被相続人の死亡の直前において役員であり、かつ、その時点において有していた議決権株式と公正証書遺言により取得した議決権株式とを合算すると、発行済議決権株式総数の過半数である場合
- ③ 平成20年10月1日から平成22年3月31日の間に発生した相続の場合
（次のいずれかに該当する場合）
 - 相続人が先代経営者（被相続人）の死亡の前に役員に就任していたこと
 - 相続人が先代経営者の死亡の前に、自社株式や自社の事業用資産の贈与を受けていたこと
 - 上記のほか、実質的に計画的承継に係る取組を行っていたと認められること
（例：公正証書遺言により、相続人が自社株式を取得した場合）

【3】経済産業大臣の認定

(1) 認定対象会社の要件（経営承継円滑化法規則6①八）

「計画的な承継に係る取組に関する経済産業大臣の確認」を受けた中小企業者において、先代経営者（被相続人）が死亡し、事業承継税制の適用を受けようとする場合は、被相続人の相続開始の日から8か月以内に「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。

この認定を受けるための認定対象会社の要件は、次のとおりです。

- ① 中小企業者であること（注1）
- ② 上場会社等に該当しないこと（経営承継円滑化法12①一）
- ③ 代表者（後継者）が相続税を納付することが見込まれること
- ④ 性風俗関連特殊営業を営む会社でないこと
- ⑤ 資産保有型会社・資産運用型会社に該当しないこと

- ⑥ 総収入金額があること
- ⑦ 常時使用する従業員の数が1人以上であること
- ⑧ 申請者の特別子会社が、上場会社等に該当しないこと
- ⑨ 代表者（後継者）が経営承継相続人等であること
- ⑩ いわゆる「拒否権付株式（＝黄金株）」を発行している場合において、その黄金株を経営承継相続人等以外の者が有していないこと

〔注1〕 中小企業者であること（経営承継円滑化法2、同法施行令、同法施行規則1①）

事業承継税制の対象となるのは、会社である中小企業者です。ここでいう中小企業者は、中小企業基本法が規定する中小企業者をベースとしつつ、政令により範囲が拡大された（色文字の部分）次のものをいいます。医療法人等は中小企業基本法上の中小企業者でないため、対象にはなりません。

	資本金	又は	従業員数
製造業・建設業・運輸業その他（下記以外）	3億円以下		300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。）			900人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業（下記以外）			100人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

〔注2〕 代表者（後継者）が経営承継相続人等であること

経営承継相続人等とは、次の①～③に該当し、かつその被相続人が⑤、⑥に該当する者をいいます。

要件		留意事項
相続人	① 相続又は遺贈により申請者の株式等を取得した代表者であって、その代表者に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で最も多くの議決権を有している者であること	定款等により代表権を制限されている者である場合には、認定を受けることはできません。
	② 特定後継者（7ページ参照）であり、かつ、被相続人（遺贈者を含みます。）の死亡の直前において申請者の役員であった者であること	申請者の代表者が確認に係る特定後継者でない場合であっても、認定を受けることができる場合があります（救済措置）あり。
	③ 相続又は遺贈により申請者の株式等を取得した代表者は、認定申請日までの間、当該株式等を所有し続けていること	相続又は遺贈により取得した株式等の一部でも譲渡した場合は、認定を受けることができません。
	④ 代表者の被相続人（遺贈者を含みます。）の相続の開始の日から5月を経過する日以後において代表者であること	
被相続人	⑤ 申請者の代表者の被相続人が、「経済産業大臣の確認」を受ける際に定めた特定代表者であったこと	一定場合には、申請者の代表者の被相続人が当該確認に係る特定代表者でない場合であっても、認定を受けることができます。
	⑥ 申請者の代表者の被相続人が、その死亡の直前において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて過半数の議決権を有し、かつ、同族関係者（申請者の経営承継相続人等を除きます。）の中で最も多くの議決権を有していた者であること	

〔注3〕 資産保有型会社・資産運用型会社

「経済産業大臣の確認」を受けるための要件に、「⑤資産保有型会社・資産運用型会社に該当しないこと」（9ページの⑤）があります。資産保有型会社・資産運用型会社とは、次のものをいいます。

経営者が事業と直接の関係のない株式や不動産を会社に保有させることにより、「事業の承継」ではなく、「個人財産の相続」を図るようなことも想定されます。資産保有型会社・資産運用型会社が認定対象から除外されているのは、このようなスキームを防止するためと考えられます。

① 資産保有型会社

資産保有型会社とは、その中小企業者の直近の事業年度末における資産の価額の総額に占める「特定資産」の価額の合計額の割合が70%以上である会社をいいます。なお、資産の価額は貸借対照表上の価額（帳簿価額）により算定します。

$$\frac{\text{特定資産の額}}{\text{総資産の額}} \times 100 \geq 70\% \rightarrow \text{資産保有型会社に該当}$$

② 資産運用型会社

資産運用型会社とは、その中小企業者の直近の事業年度末における総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が75%以上である会社をいいます。

$$\frac{\text{特定資産の運用収入の額}}{\text{総収入金額}} \times 100 \geq 75\% \rightarrow \text{資産運用型会社に該当}$$

(2) 経済産業大臣への認定手続（経営承継円滑化法規則7③、8③、9③）

1 認定を申請するための手続

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の適用を受けるためには、中小企業者は、相続の開始前に、「計画的な承継に係る取組」に関する「経済産業大臣の確認」を受け、相続の開始後、被相続人の相続開始の日の翌日から8か月以内に、「経済産業大臣の認定」を受ける必要があります。後者の「経済産業大臣の認定」については、「認定申請書」と添付書類を経済産業大臣（全国の地方経済産業局中小企業課で受け付けをします。）に提出して、認定の申請を行います。

2 認定の申請期限

その中小企業者の代表者の被相続人の相続開始の日の翌日から8か月以内に、認定申請書及び添付書類を経済産業大臣に提出する必要があります。

3 経済産業大臣の認定

経済産業大臣が上記1の申請を受けた後に認定をしたときは、経済産業大臣から認定書が交付されます。また、認定をしない旨の決定があったときは、その旨の通知が行われます。

4 認定の有効期限

非上場株式等についての相続税の納税猶予制度に係る認定の有効期限は、相続税の申告書の提出期限（相続税の申告期限）の翌日から起算して5年を経過する日となります。

【4】事業継続

(1) 事業継続要件

1 概要

相続の開始前に「経済産業大臣の確認」を受け、相続の開始後に「経済産業大臣の認定」を受けた中小企業者（特別相続認定中小企業者）は、相続税の納税猶予制度の適用を受けることができます。この納税猶予は事業継続期間（経営承継期間）中は事業継続要件が課されていますので、経済産業大臣（地方経済産業局長）に「事業継続報告書」を提出する必要があります。

2 事業継続に関する報告等の手続

特別相続認定中小企業者は、「経済産業大臣の認定」に係る相続に係る相続税の申告期限から5年間、毎年1回、相続報告基準日（その相続税申告期限の翌日から起算して1年を経過するごとの日）の翌日から3月を経過する日までに経済産業大臣（地方経済産業局長）に事業継続に関する「年次報告書」と添付書類を提出することが必要です（経営承継円滑化法規則12③）。

また、経営承継相続人等は、相続税の申告期限から5年間は毎年、その後は3年ごとに「継続届出書」を税務署長に提出しなければなりません（措法70の7の2⑩）。

3 事業継続に関する報告等の事項とそのチェック内容

「実質的に事業が継続しているかどうか」を判断するために必要な次の項目が報告事項等となっています。「経済産業大臣の認定」の要件がベースとなっています。

(2) 認定の取消

1 概要（経営承継円滑化法規則9③）

特別相続認定中小企業者は、事業継続期間の5年間は、毎年1回事業継続に関する報告を行い、認定取消事由に該当していることが判明した場合には、認定が取り消されます。

また、認定取消事由に該当した場合には、特別相続認定中小企業者は、その時点で経済産業大臣（地方経済産業局長）に報告する必要があります。

認定が取消になると、納税猶予の全部確定となり、納税猶予税額の全額と利

子税の納付をしなければなりません。

(3) 事業継続要件——組織再編の場合——

1 合併（経営承継円滑化法規則10②④）

イ 合併による認定の効力の消滅と承継

合併により特別相続認定中小企業者が消滅した場合は、原則として「経済産業大臣の認定」の効力は消滅します。

ロ 認定を承継するための要件

合併効力発生日等（吸収合併がその効力を生ずる日又は新設合併設立会社の成立の日をいいます。）において、一定の要件を満たしていることについて経済産業大臣の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、特別相続認定中小企業者の地位を承継したものとみなされます。

特別相続認定中小企業者が合併により消滅するすべての場合に、「経済産業大臣の認定」の効力が自動的に消滅すると、実態に合致しない場合もあり、また、組織再編などの合理的な企業行動を阻害することにもなりかねません。そこで、実質的に特別相続認定中小企業者が存続している場合と同等であると考えられる場合には、新たに経済産業大臣の確認を受けることにより、納税猶予措置が継続できるようにされたものです。

ハ 認定承継の手続

吸収合併存続会社等が特別認定中小企業者たる地位を承継するためには、合併効力発生日の後、遅滞なく、上記ロの一定の要件に該当する旨を経済産業大臣に報告し、確認を受けることが必要です。確認に当たっては、「合併報告書」と添付書類を経済産業大臣に提出します。

ニ 認定の効力の承継等

吸収合併存続会社等が、合併効力発生日等において上記ロの一定の要件に該当することについて経済産業大臣の確認を受けたときは、吸収合併存続会社等は、合併効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます。

なお、この場合の事業継続要件の1つである8割の雇用の確保要件は、次のようになります。

雇用確保要件	承継前	$\frac{\text{報告基準日における A 社の従業員数}}{\text{従業員数起算日における A 社の従業員数}} \geq 80\%$
	承継後	$\frac{\text{報告基準日における B 社の従業員数}}{(\text{ア})+(\text{イ})} \geq 80\%$ <p>(ア)：従業員数起算日における A 社の従業員数 (イ)：合併効力発生日等の直前における B 社の従業員数</p>

2 株式交換と株式移転（経営承継円滑化法規則11②⑤）

イ 概要

株式交換と株式移転は、既存の株式会社を完全子会社とする完全親会社関係を創設する組織再編です。

区分	意義	組織再編後の特別相続認定 中小企業者の位置付け	認定
株式交換	既存の株式会社又は合同会社が完全親会社となる組織再編をいいます。	完全親会社となる場合	継続
		完全子会社となる場合	経済産業大臣の確認を受けたときには、継続
株式移転	新設される株式会社が完全親会社となる組織再編をいいます。	完全子会社 ^(注)	

- (注) 1 株式移転においては、特別相続認定中小企業者は必ず完全子会社となります。
2 特別相続認定中小企業者が他の会社（完全親会社）の完全子会社となるということは、特別相続認定中小企業者の株式の全部を完全親会社が有することになります。そのような場合、特別相続認定中小企業者は、独立した経済実態とは認められないことから、原則として、「経済産業大臣の認定」が取り消されることとなります。

ロ 認定の承継

株式交換や株式移転により完全子会社となったすべての場合に認定が取り消されることとなると、そのことが合理的な企業行動を阻害することになるおそれがあります。また、実態に合致しない場合もあります。

そこで、合併の場合と同様に（13ページ参照）、株式交換又は株式移転により特別相続認定中小企業者が完全子会社となった場合で、株式交換効力発生日等において一定の要件に該当することについて「株式交換等報告書」と必要な添付書類を経済産業大臣に提出して、「経済産業大臣の確認」を受けたときは、株式交換完全親会社等は、株式交換効力発生日等に、特別相続認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされます。

【5】 猶予税額の免除 (措法 70の7 の2 ⑬⑭)

次の場合には、特例非上場株式等に係る納税猶予額について、税務署長に「免除届出書」を提出することにより、その納付が免除されます。

期 間	免除となる事由
経営承継相続人等が特例非上場株式等を死亡の時まで保有し続けた場合	
認定の有効期間 (5年間) 経過後	<p>① 特例非上場株式等に係る会社について、「破産手続開始の決定」^(注1)又は「特別清算開始の命令」^(注2)があった場合には、猶予税額の全額が免除されます。 ただし過去5年間の経営承継相続人等及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除されません。</p>
	<p>② 次の後継者へ特例非上場株式等を贈与した場合において、その特例非上場株式等について贈与税の納税猶予制度(18ページ参照)の適用を受けるときは^(注2)、その適用を受ける特例非上場株式等に係る相続税の猶予税額が免除されます。</p>
	<p>③ 同族関係者以外の者へ保有する特例非上場株式等を一括して譲渡した場合において、その譲渡対価又は譲渡時の時価のいずれか高い額が猶予税額を下回るときは、その差額分の猶予税額が免除されます^(注3)。 ただし過去5年間の経営承継相続人等及び生計を一にする者に対して支払われた配当及び過大役員給与等に相当する額は免除されません。</p> <p style="text-align: center;">〔株式を一括譲渡した場合〕</p> <div style="text-align: center;"> <p>譲渡対価と時価の高い方 ← 免除</p> <p>猶予税額</p> </div>

(注1) 「破産手続開始の決定」とは、債権者や債務者本人が、裁判所に破産手続の開始の申立てを行い、裁判所が債務者に破産原因があると認めた場合にする決定をいいます。また、「特別清算開始の命令」とは、清算中の会社が債務超過の疑い等がある場合に、裁判所の命令により開始され、かつ、その監督の下に行われる清算手続をいいます。いわゆる倒産法制の手続が免除事由として広く認められているのではなく、裁判所が関与し、かつ、清算型である場合に限定されています。(したがって、民事再生や会社更生は免除事由となっていません。)

(注2) 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、後継者(経営承継相続人等)は先代経営者からその保有する株式の全部の贈与(一括贈与)を受ける必要があります。次の後継者への株式の承継が相続税に係る猶予税額の免除事由となったことにより、三世代以上を見据えた事業承継が一層可能となりました。

(注3) M&Aなどにより会社そのものを譲渡するような場合を想定した規定です。この場合も一括による譲渡となります。

猶予税額の納付 (措法 70の7 の2 ③⑤)

① 納付

期 間	事 由	納 付
認定の有効期間内	経営承継相続人等が代表者でなくなる等、認	猶予税額の全額を納付することになります。

	定の取消事由のいずれかに該当する事実が生じた場合	
認定の有効期間後	特例適用株式等の譲渡等をした場合	特例適用株式等の総数に対する譲渡等をした特例適用株式等の割合に応じて猶予税額を納付することになります。 (例) 特例適用株式総数 500株 うち譲渡した数 100株 猶予税額 800万円 納付税額 =800万円×100/500 =160万円

② 利子税の納付（措法70の7の2㉓）

上記①により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、相続税の法定申告期限からの期間に係る利子税^(注)を併せて納付しなければなりません。

(注) 利子税の割合と特例割合

利子税の割合は原則として年3.6%と規定されていますが、次の算式による特例割合を利子税の割合とすることができます。

$$\text{利子税の割合} \times \frac{\text{特例基準割合}}{7.3\%} = \text{利子税の特例割合}$$

(3.6%) × $\frac{\quad}{7.3\%}$ = (0.1%未満の端数切捨て)

なお、特例基準割合とは、前年11月末日の日本銀行が定める基準割引率に年4%を加算した割合をいいます。

平成20年11月30日の日本銀行の基準割引率は0.5%ですので、特例割合は、次のようになります。

$$4.0\% + 0.5\% = 4.5\%$$

$$3.6\% \times 4.5\% / 7.3\% = 2.219 \Rightarrow 2.2\%$$

[6] その他

(1) 租税回避行為への対応（措法70の7の2㉔八九、70の7㉔八九、70の7の2㉕）

租税回避防止のために次の措置が講じられました。

イ 資産保有型会社の判定において、過去5年間に経営承継相続人等及びその同族関係者に対して支払われた配当や過大役員給与等に相当する額を特定資産及び総資産の額に加算することとされました。

ロ 相続開始前3年以内に経営承継相続人等の同族関係者からの現物出資又は贈与により取得した資産の合計額の総資産に占める割合が70%以上である会社に係る株式等については、本特例の適用がないこととされました。

ハ 上記のほか、経営承継相続人等の相続税等の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為に対応するための措置が講じられました。

(2) 他の特例との適用関係

イ 小規模宅地等についての減額

改正前

小規模宅地等の特例と特定事業用資産の特例（10%の減額特例）とは選択性

減額の対象となる免責や金額が限度に達しない場合に、他の特例も併用できます。



改正後

小規模宅地等の特例と相続税の納税猶予制度は、それぞれ独立して上限まで適用することができます。

- 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例の廃止（平21改所法等附64）
 - i 特定同族会社株式等に係る課税価格の計算の特例（10%の減額特例）は、平成21年3月31日をもって廃止されます。
 - ii 平成21年3月31日までに、10%減額特例の適用を受けるため相続時精算課税制度を選択して贈与を受けた株式等については、次のように取り扱われます。

- a 10%減額特例の適用要件を満たしている場合には、相続時に10%減額特例が適用されます。
- b 後継者が平成22年3月31日までに相続税の納税猶予の適用を受ける旨の選択をした場合には、その後継者については、10%減額特例に代えて相続税の納税猶予を適用することができます。

- iii 特定同族株式等に係る贈与税の相続時精算課税制度の特例は、iiのbと同様の経過措置を講じたうえで、廃止されます。

(3) 適用関係等（平21改所法等附63②、65）

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度

次の要件のすべてを満たした場合

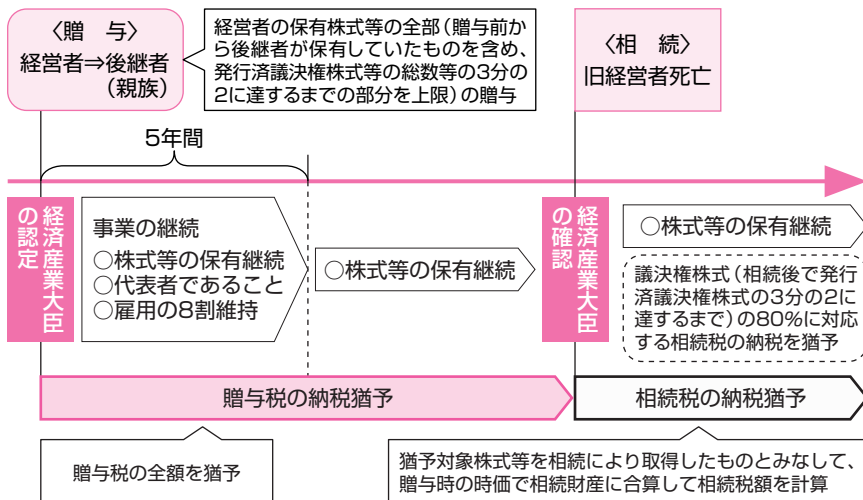
- ① 平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に開始した相続
- ② 被相続人の遺産に非上場会社の株式等が含まれていること
- ③ 被相続人がその非上場会社の代表者であった場合



中小企業経営承継円滑化法の施行日（平成20年10月1日）以後の相続等について遡及して適用されます。

その被相続人に係る相続税の申告書の提出期限が平成22年2月1日まで延長されます。

【1】贈与税と相続税の納税猶予の概要



認定贈与承継会社の代表権を有していた贈与者が、経営承継受贈者にその認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与(次の①又は②のいずれかの贈与)をしたときは、特例受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、贈与者の死亡の日まで、その納税が猶予されます(措法70の7①)。

また、贈与税の納税猶予を受けている経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した場合には、経営承継受贈者がその贈与者から相続により特例受贈非上場株式等を取得したものとみなされます。この場合、相続税の課税価格の計算の基礎に算入される特例受贈非上場株式等の価額は、贈与の時における価額を基礎として計算することとされています。

- ① 贈与の直前において、贈与者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が、次のaからbを控除した残数又は残額以上の場合
- 認定贈与承継会社の発行済株式の総数又は総額の3分の2
 - 経営承継受贈者が有していた認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

その控除した残数又は残額以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与(必ずしも贈与者が有していた非上場株式等のすべての贈与ではありません。)

② 上記以外の場合	その贈与者が贈与の直前において有していた認定贈与承継会社の非上場株式等すべての贈与
-----------	---

[要件]

- ① 経営承継受贈者は、期限内申告書を提出する必要があります。
- ② 贈与税の申告書にこの規定の適用を受けようとする旨を記載する必要があります。
- ③ 贈与税の申告書の提出期限までにその納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供する必要があります。
- ④ 代表権に制限がある場合等は、除かれます。

[ポイント]

- ① 雇用確保を含む5年間の事業継続要件は、相続税の納税猶予制度にも贈与税の納税猶予制度にも課されています。
一方、贈与税の納税猶予制度の適用を既に受けている場合で、贈与者の死亡により相続税の納税猶予制度に切り替えるときは、事業継続要件が課されていません。これは、株式と経営に着目すると、事業承継は既に完了していると考えられるからです。
- ② この結果、事業継続要件が課される5年間のスタート時点は、贈与税の納税猶予制度を活用することにより、任意の時期を選択することができます。

【2】相続時精算課税制度との関係 (措法70の7③)

相続時精算課税適用者等が、相続時精算課税制度に係る特定贈与者からの贈与により取得した非上場株式等について贈与税の納税猶予制度の規定の適用を受ける場合は、その規定の適用を受ける特例受贈非上場株式等については、相続時精算課税制度の適用を受けることはできません。

【3】納税猶予期限 (措法70の7④)

(1) 原則

贈与者の死亡の日まで、納税が猶予されます。

(2) 経営贈与承継期間内

経営贈与承継期間内に経営承継受贈者又は認定贈与承継会社について、次のいずれかに該当することとなった場合は、それぞれに掲げる日から2か月を経過する日が納税猶予期限となります。

経営承継受贈者が代表権を有しないこととなった場合	その有しないこととなった日
経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の一部又は全部の譲渡等をした場合	その譲渡等をした日
認定贈与承継会社が解散をした場合	その解散をした日
認定贈与承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合	該当することとなった日
認定贈与承継会社の事業年度における総収入金額がゼロとなった場合	その事業年度終了の日
その他一定の場合	その事由に該当した日

(注) 経営贈与承継期間とは、この規定の適用に係る贈与の日の属する年の贈与税の申告書の提出期限の翌日から、①同日以後5年を経過する日、又は②その贈与に係る贈与者の死亡の日のいずれが早い日までの期間をいいます。

(3) 経営贈与承継期間後（措法70の7⑥）

経営贈与承継期間の末日の翌日から納税の猶予に係る期限が確定する日までの間に、経営承継受贈者又は認定贈与承継会社について、次のいずれかに該当することとなった場合は、それぞれに掲げる金額に相当する贈与税については、それぞれに掲げる日から2か月を経過する日が納税猶予期限となります。

事 由	納付税額	納付猶予期間
経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の全部を譲渡した場合	猶予中贈与税額（全額）	その譲渡等をした日
認定贈与承継会社が解散した場合		その解散をした日
認定贈与承継会社が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合		該当することとなった日
経営承継受贈者が特例受贈非上場株式等の一部を譲渡した場合	猶予中贈与税額のうち、その譲渡等をした特例受贈非上場株式等の数に対応する部分の額として計算した金額	その譲渡等をした日
その他一定の場合	所定の金額	その事由に該当した日

【4】担保（措法70の7㉓）

経営承継受贈者が納税猶予分の贈与税額について特例受贈非上場株式等のすべてを担保として提供した場合には、その特例受贈非上場株式等の価額の合計額が納税猶予分の贈与税額に満たないときであっても、その納税猶予分の贈与税額に相当する担保が提供されたものとみなされます。

【5】申告要件等（措法70の7㉔）

この規定の適用を受けるためには、経営承継受贈者のその贈与者から贈与により取得した非上場株式等に係る贈与税の申告書に、この規定の適用を受ける旨を記載し、非上場株式等の明細及び納税猶予分の贈与税額の計算に係る明細、その他所定の事項を記載した書類を添付する必要があります。

【6】猶予税額の免除（措法70の7㉕）

この規定の適用を受ける経営承継受贈者又はその経営承継受贈者に係る贈与者が次に該当することとなった場合は、猶予中贈与税額に相当する贈与税は免除されます。

- ① 贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合
- ② 贈与者が死亡した場合

この場合には、その経営承継受贈者又はその経営承継受贈者の相続人は、免除届出期限（その該当日以後6か月を経過する日）までに「免除届出書」を税務署長に提出する必要があります。

3 農地等に係る相続税の納税猶予制度等の見直し

（措法70の4～70の6の3）

農地等に係る相続税の納税猶予等について、次のとおり見直しが行われました。

(1) 市街化区域外の農地等に係る相続税の納税猶予

市街化区域外の農地等に係る相続税の納税猶予について、次の措置が講じられました。

① 改正後の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地が適用対象となりました。
② 市街化区域外の農地等について本特例の適用を受ける者については、20年間の営農継続により猶予税額の納付が免除される措置が廃止されました。
③ 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合は、農地等の貸付け（営農の廃止）をしたときについても、納税猶予の継続が認められました。
④ 災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合について、営農継続しているものとする取扱いが明確化されました。
⑤ 納税猶予適用者（20年間の営農継続により猶予税額が免除される者を除きます。）が、特例適用農地等を譲渡等した場合に納付する猶予税額に係る利子税については、税率が年3.6%（改正前年6.6%）（注）に引き下げられました。 （注）年3.6%の税率は、特例により年2.2%となります（日本銀行の基準割引率年0.5%の場合）。
⑥ 農用地区域内の特例適用農地等を改正後の農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合については、総面積の20%を超える場合でも、納税猶予の取消事由とされません（譲渡した割合に応じた猶予税額及び利子税を納付）。

(2) 市街化区域内の農地等に係る相続税の納税猶予

市街化区域内の農地等に係る相続税の納税猶予について、上記(1)の③から⑤までの措置が講じられました。

(3) 納税猶予の取消事由となる「耕作の放棄」の見直し

納税猶予の取消事由となる「耕作の放棄」について、該当要件の見直しが行われました。

(4) その他

その他、農地等に係る贈与税の納税猶予等について、所要の見直しが行われました。

この改正は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用されます。（平21改所法等附66）



なお、同日前の相続又は遺贈について農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けている者については、上記(1)の③から⑥までが適用されます。ただし、当該者は選択により、上記(1)の①の適用が受けられることとし、その場合には、上記(1)の②及び③も適用されます。

4 遺留分に関する民法の特例

【1】遺留分制度

被相続人は、原則として生前贈与や遺言により自由に自分の財産を処分できますが、相続人には、最低限、一定割合の相続権（＝遺留分）を保障することで相続人間の衡平が図られています。（民法1028）

この遺留分を侵害する生前贈与や遺贈があった場合については、遺留分を侵害された相続人が遺留分減殺請求を行うことができます。（民法1031）

以下の額を、相続人が法定相続分に従って分配したものが遺留分です。

直系尊属のみが相続人である場合	被相続人の財産の3分の1
上記以外の場合	被相続人の財産の2分の1

〔注〕 被相続人の兄弟姉妹には遺留分はありません。

【2】遺留分の計算の基礎となる財産

遺留分の計算の基礎となる財産は、被相続人が相続時に有していた財産のほかに、生前に贈与した財産も含まれます。（民法1029、1030、1044）

計算例

遺留分の計算の基礎となる財産の額 = $\frac{\text{被相続人が相続開始時に有した財産の価額} + \text{贈与した財産の価額}}{2} - \text{債務合計額}$

【3】遺留分減殺請求の事例

- 相続開始時の遺産額：現金2億円
- 相続人は子A（事業承継者）・子B（事業承継者でない）であり、被相続人である父は、それぞれに5,000万円、1億5,000万円の財産を相続させる旨の公正証書遺言を作成していた。
- 被相続人から子Aに自社株の全部について10年前に生前贈与されていた。贈与時の評価額は1,000万円であったが、後継者であるAが努力した結果、相続時の評価額は8億円になった。

〔遺留分の金額〕

$$5,000万円 + 1億5,000万円 + 8億円 = 10億円$$

$$10億円 \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2億5,000万円$$

	公正証書 遺言	特別受益 (生前贈与)	遺留分の計 算の基礎と なる額	各人の遺留 分の額	侵害された 遺留分の額
A 事業 承継者	5,000	80,000	85,000	25,000	
B	15,000		15,000	25,000	10,000
合計	20,000	80,000	100,000		

相続税の申告は2億円をベースに計算しますが、遺留分は10億円を基礎として計算します。その結果、遺留分が侵害されているBは、Aに対して1億円の請求をすることができます。

事業承継者であるAの努力により、自社株式の評価額が向上し、その結果、Bから遺留分の減殺請求があった場合には、Aは、相続により取得した財産の価額（5,000万円）を超える金額をBに支払わねばなりません。

【4】遺留分に関する民法の特例制度

以上のような遺留分制度が円滑な経営の承継の障害となることがないように、後継者が先代経営者からの贈与等により取得した自社株式（完全無議決権株式を除きます。）又は持分について、先代経営者の推定相続人全員の合意を前提として、2つの特例制度のが創設されました。

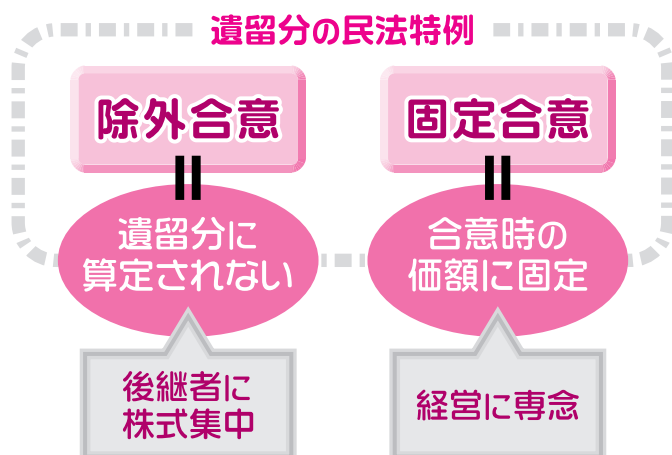
区分	内容	効果
4 除外 ① 合意 (経営承継円滑化法)	後継者が旧代表者からの贈与又はその贈与を受けた旧代表者の推定相続人からの相続、遺贈もしくは贈与により取得したその特例中小企業者の株式等に全部又は一部について、その価額を遺留分算定するための財産の価額に算入しないこと	除外合意に係る株式等は遺留分算定基礎財産に算入されないので、遺留分減殺請求の対象にもなりません。したがって、旧代表者の相続に伴ってその株式等が分散することが防止され、後継者に株式を集中することができます。

<p>4 ①(一) 固定合意 (経営承継円滑化法)</p>	<p>株式等の全部又は一部について、遺留分を算定するために財産の価額に算入すべき価額をその「合意の時ににおける価額」とすること。</p> <p>(注) その価額は、弁護士(弁護士法人)、税理士(税理士法人)、公認会計士(監査法人)が「その時ににおける相当な価額として証明したもの」に限ります。</p>	<p>固定合意をすることにより、その株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価額がその合意時における価額に固定されます。旧代表者の相続開始時までにはその株式等の価値が上昇しても、非後継者の遺留分の額が増大することがなくなりますので、後継者は、起業価値向上を目指して経営に専念することができます。</p>
-----------------------------------	--	---

【5】 評価のガイドライン

遺留分算定の基礎財産に算入すべき財産の価額を、固定合意により当該者間であらかじめ合意して固定する場合には、その合意時の価額については、税理士等の専門家が「その時ににおける相当な価額として証明したもの」であることが必要です。

固定合意に際して、税理士等が非上場株式の価額を評価する際の拠り所となる「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」が、平成21年2月に中小企業庁が設置した「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」から公表されています。



II

法人の 税制改正のポイント

1 中小企業等々の軽減税率の時限的引下げ

(措法 42の3の2)

—平成21年4月1日から平成23年3月31日までの終了事業年度につき18%に引下げ—

中小企業等々の平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が22%から18%に引き下げられました。

中小企業等
の軽減税率

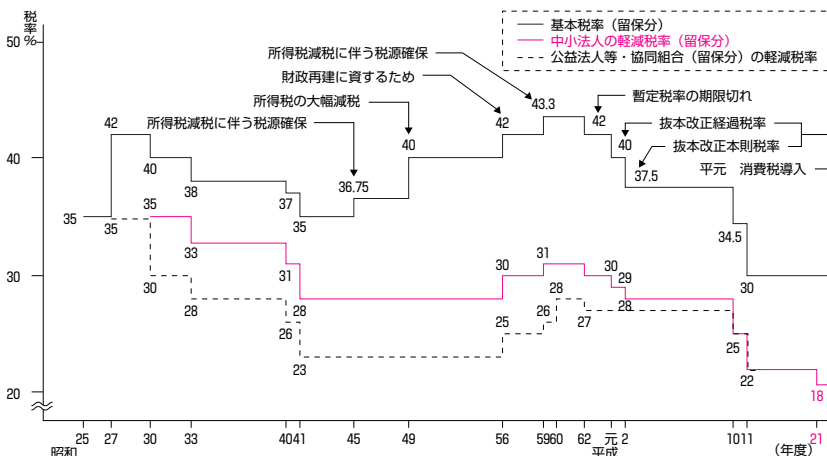
改正前
22%



改正後
18%

(注) 中小企業等とは、次の法人をいいます。

- ① 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）又は人格のない社団等
- ② 一般社団法人等又は法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの
- ③ ②以外の公益法人等（学校法人、宗教法人、社会福祉法人など）又は協同組合等
- ④ 特定医療法人等



(経済産業省「平成21年度税制改正について」より)

【法人税率（国税）】

法人の区分及び所得金額の区分	税 率	
	改正前	改正後
資本金又は出資金 1 億円超の法人及び相互会社	30%	30%
資本金又は出資金 1 億円以下の普通法人 資本又は出資を有しない普通法人	30%	30%
人格のない社団等	年800万円以下の所得金額からなる部分の金額 22%	同左 18%
非営利型法人、公益社団法人の公益財団法人		
上記以外の公益法人等	22%	22%
協同組合等		年800万円以下の所得金額からなる部分の金額 18%
特定医療法人		



**適用
期日**

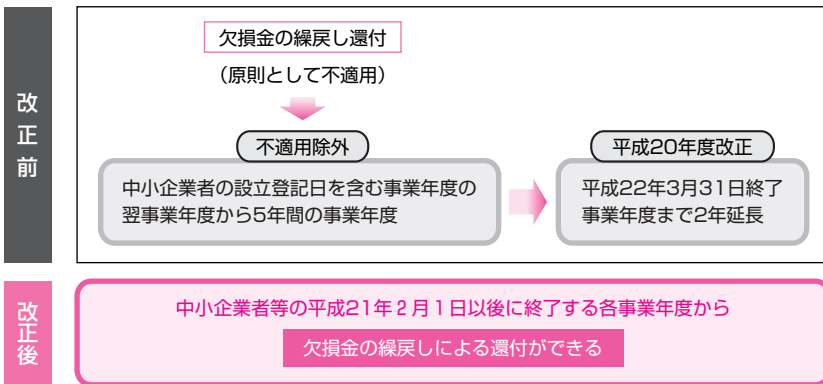
この改正は、法人の平成21年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。（平21改所法等附38）



—平成21年2月1日以後終了事業年度につき生じた欠損金額について適用—

中小企業者等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとされました。適用を受けられるのは国税の法人税のみで、地方税（法人事業税、法人住民税）にはこの制度はありません。

なお、繰戻し還付を受けた法人税は、第六号様式別表第二の三及び第二十号様式別表第二の三で翌期以降に繰り越したうえで、法人住民税の法人税割額を計算する際に還付法人税額を法人税額から控除します。



(注) 中小企業者等の範囲は、上記Dと殆ど同様です。

$$\left(\begin{array}{l} \text{欠損事業年度開始の} \\ \text{日前1年以内に開始} \\ \text{したいずれかの事業} \\ \text{年度の所得に対する} \\ \text{法人税の額} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{所得税額等} \\ \text{の控除額} \end{array} \times \frac{\text{欠損事業年度の欠損金額}}{\text{還付所得事業年度} \\ \text{の所得の金額}} = \begin{array}{l} \text{欠損金の繰} \\ \text{戻しによる} \\ \text{還付金額} \end{array}$$



この改正は、法人の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に終了した改正前の事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例によります。(平21改所法等附47)

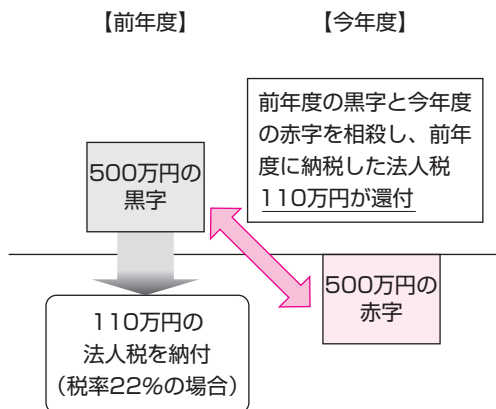
中小企業者等の欠損金の繰戻し還付の復活 (法人税)

- 中小企業者等は、平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる法人税の還付を受けることができることとなる。

繰戻し還付の仕組み

前年度は黒字だったが経営が悪化して今年度に赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができる。

繰戻し還付が適用できるケース

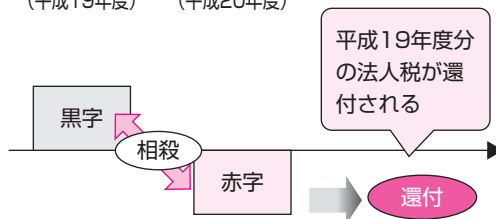


適用対象となる事業年度

平成21年2月1日以後に終了する各事業年度

3月決算会社の場合

平成20年3月期 (平成19年度) 平成21年3月期 (平成20年度) [平成20年度分の申告]



(経済産業省「平成21年度税制改正について」より)

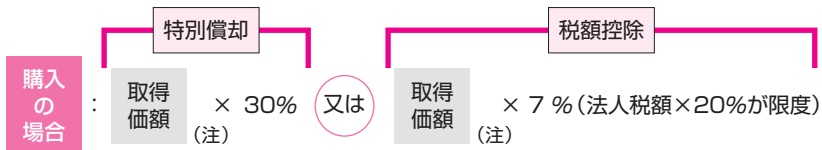
3

中小企業等基盤強化税制の適用期限の延長

(措法 10の4、42の7)

中小企業等基盤強化税制の適用期限が平成23年3月31日（改正前：平成21年3月31日）まで2年延長されました。

この制度は、青色申告法人である一定の特定中小企業者等がその製作の後事業の用に供されたことのない一定の機械装置及び器具備品（以下「事業基盤強化設備」といいます。）を取得し又は製作して、対象事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除きます。）には、その事業の用に供した事業年度（解散（合併によるものを除きます。）及び清算中の事業年度は除かれます。）において、その取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%相当額の税額控除（法人税額の20%が限度）が認められるものです。なお、税額控除し切れない金額がある場合には1年間の繰越しが認められます。



(注) 特定旅館業を営む大規模法人の取得する事業基盤強化設備については、取得価額の35%相当額（基準取得価額）とします。

4 省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置

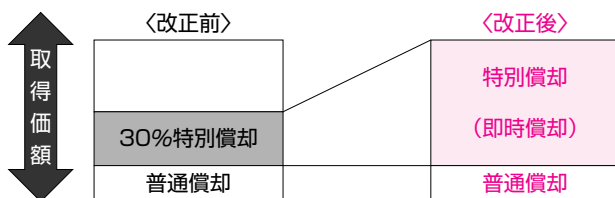
【1】エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の拡充

(措法 10の2、42の5、平21改所法等附25、39)

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得等をするエネルギー需給構造改革推進設備等は、その事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却（即時償却）ができる措置が創設されました。

なお、この改正に伴い、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制の適用期限が平成24年3月31日まで2年延長されました。

設備等の例：太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備等



【2】資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備の取得等をした場合の特別償却制度の創設等 (措法 11の3、44の3、平21改所法等附27④、40⑥)

産業活力再生特別措置法の改正に伴い、同法の改正法(平成21法律第29号)の施行の日(平成21年6月22日)から平成24年3月31日までの間において、青色申告書を提出する事業者が認定資源生産性革新計画又は認定資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された資源生産性革新設備等又は資源制約対応製品生産設備の取得等をした場合には、これらの設備等については、取得価額の30%相当額(建物等については、15%相当額)の特別償却ができる措置が創設されました。

なお、産業活力再生特別措置法の改正法の施行の日(平成21年6月22日)から平成23年3月31日までの間に取得等をしたものについては、上記【1】のエネルギー需給構造改革推進投資促進税制と同様に、普通償却限度額に加え、取得価額まで特別償却（即時償却）ができる措置が創設されました。

5

企業再生関係税制の見直し

(法法 25、法令 24の2)

地域における政策的な役割をもち、かつ、再生が必要な企業では地方公共団体及び金融機関 1 行のみとしが取引していないケースも多く、企業再生税制の適用を受けられないことが、企業再生の阻害要因の一つとなっています。そのため、債務免除を行う者の対象範囲に「地方公共団体」を追加する等により、当該企業群の再生の加速化が図られました。

民事再生等の法的整理に加え、これに準ずる私的整理のうち、一定の要件を満たすものにおいて債務免除が行われた場合、その債務者である法人について、以下の措置が講じられました。

(1) 企業再生関係税制の拡充

① 資産の評価損益の計上及び青色欠損金等以外の繰越欠損金の優先控除の対象となる一定の債務処理に関する計画に係る要件について、次のとおり見直しが行われました。

イ 株式会社地域力再生機構が関与した私的整理が適用対象に加えられました。

ロ 2 以上の金融機関等の債務免除要件について、一方の債務免除の当事者に地方公共団体が追加されました。

ハ 債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合についても債務免除があった場合と同様の取扱いとされました。

(注) 適用される手法にいわゆる DES が追加されることを意味します。

ニ 専門家関与要件について、中小規模再生の場合には、関与すべき専門家の人数の最低限度が 2 人 (改正前：3 人) とされました。

② 評価損益の計上対象となる資産について、中小規模再生の場合には、資産の評価差額の最低限度が 100 万円 (改正前：1,000 万円) とされました。

(注) 中小規模再生とは、有利子負債の額が少額 (10 億円未満) である企業再生をいいます。

(2) 評価損の計上対象となる資産の範囲に債権が追加されました。(法法33)

(3) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額について、一定の企業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、控除未済額を還付することとされました。(法法70、134の2、地法53、321の8)

6 棚卸資産の評価方法の見直し

(法令 28①、所令 99)

企業会計基準委員会は、平成20年9月26日に、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を公表しました。この改正で、従来認められていた「後入先出法」は原則として、平成22年4月1日以後開始事業年度から適用できないこととなりました。

そこで、税制面でも、会計と税務を一致させるため、棚卸資産の評価について、所要の経過措置が講じられたうえ、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法が除外されました。(経過措置注意、平21改法令附6、改所令附4)

7 事前確定届出給与の記載の省略

事前確定届出給与とは、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、所定の時期までに納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしているものをいいます。(法法34①二)

「確定」とは支給金額と支給時期の2つが確定していることを意味します。原則として株主総会において、支給金額と支給時期を定め、その内容を所轄税務署長に事前に届け出ることが必要です。

届出期限は、次のうちいずれか早い日までとなっています。(法令69②一)

- | |
|-----------------------------------|
| ①その給与に係る職務の執行を開始する日から1か月を経過する日 |
| ②その事業年度開始日の属する会計期間開始の日から4か月を経過する日 |

(注) 職務の執行を開始する日とは、原則として定時株主総会の日となります。また、職務執行期間は、通常、定時株主総会の日から次の定時株主総会の日までの1年間です。

≪届出の記載事項(法規22の3①)≫

①支給対象者の氏名、役職名
②支給時期、支給時期ごとの支給金額
③上記②を定めた日、定めた機関等(株主総会等)
④事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日
⑤定期同額給与としない理由及び②の支給時期とした理由
⑥その会計期間において、事前確定届出給与対象者に対して支給する、事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
⑦直前会計期間における事前確定届出給与対象者に対して支給した給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
⑧事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
⑨その他参考となるべき事項

ことしの税制改正では、事前確定届出給与に係る届出について、その役員の前期の給与（⑦）及び他の役員の前年度の給与（⑧）の記載が省略されました。

8

役員給与の業績悪化改定事由の明確化など

（法基 34①、法令 69①、「役員給与に関する Q&A」(国税庁、平成20年12月17日)）

経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）によりされた定期給与の減額改定があった場合には、その改定前後の各支給時期における支給額が同額であるときは、定期同額給与に該当することとされています。一方、減額改定が業績悪化事由によらない場合には定期同額給与の要件を満たさず、損金不算入とされる部分の金額が生じることになります。

この経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（法基通 9-2-13）には、一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどは含まれないこととされていますが、厳しい経済環境の下、役員給与の減額を行う法人が多くなってきたことから、この解釈について明確化が図られました。また、これにあわせて、その他の役員給与の取扱いも公表されました。

業績悪化改定事由に該当する例

①	株主との関係上、業績悪化などについての経営上の責任によるもの	株主が不特定多数である法人（一般には公開会社）は、業績悪化が直ちに役員の評価に影響するのが一般的。ホームページやプレスリリースなどで公開される。
②	銀行との借入金返済のリスケジュール協議において役員給与の減額をせざるを得ない場合	単に一時的な資金繰りの都合によるものでなく、協議状況等により明らか。
③	業績等が悪化したため、利害関係者からの信用を維持・確保する必要性から経営状況の改善を図るための計画が策定され、この計画に役員給与の減額が盛り込まれた場合	その策定された計画が、外部の利害関係者から開示等の求めがあればこれに応じられるようなものである場合には、この経営改善計画によって一時的な資金繰りの都合などによるものでないことが明らかにされる。

（注） なお、利益調整のみを目的として減額改定を行う場合には、業績悪化改定事由には該当しません。

その他の定期同額給与の取扱い

II

①	<p>例えば、6月25日に給与改定がされた場合、6月30日支給分から改定後の金額を支給しなければ、定期同額給与とならないのか。また、7月31日支給分から支給した場合はどうなるのか。</p>	<p>7月31日支給分から改定後の金額を支給することも一般的であるので、6月30日支給分からの改定でも7月31日支給分からの改定でもいずれの場合でも定期同額給与に該当する。</p>
②	<p>複数回の改定が行われた場合、定期同額給与の判定を行う時期はどのようになるのか。</p>	<p>法人税法施行令第69条第1項第1号に掲げる改定ごとに区分された期間によって、定期同額給与の判定を行う。</p>
③	<p>定時株主総会等で役員給与について決議をしていない場合で、その後単なる減額改定を行ったときには、損金不算入額はどのように計算するのか。</p>	<p>役員給与を前年と同じとする場合、その支給額についての決議をしないという企業慣行がある。これは役員給与を同額とする改定の決議があったのと同様と考えられる。したがって、その後単なる減額改定があった場合の遡り計算は、定時株主総会までとなる。</p>
④	<p>入院中、職務の執行が一部できないため、役員給与を減額した。なお、入院中は傷病手当金を受け取っている。</p>	<p>入院により職務の執行が一部できないことは、職務の内容の重大な変更その他これに類するやむを得ない事情として臨時改定事由に該当するので、定期同額給与に該当する。なお、傷病手当金の受給と役員給与の減額は別個の判断となる。</p>

9

上場有価証券の評価損の損金算入要件の明確化

(法法 33①②、法令68①、「上場有価証券の評価損に関するQ&A」(国税庁・平成21年4月))

国内の株式市場が著しく低迷している中、会計上減損処理を行い税務上損金算入する場合には、その否認を原則として避けられるよう、判断基準を明確化すべきとの自民党国際金融危機対応PTの提言を受け、平成21年4月3日国税庁は「上場有価証券の評価損に関するQ&A」を公表しました。

なお、法人税基本通達9-1-7（上場有価証券等の著しい価額の低下の判定）では、評価損の計上ができる場合の価額の著しい低下とは、「有価証券の事業年度終了時における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回ることとなり、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないこと」とされています。

①	株価の回復可能性の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 回復可能性がないことについて、法人が用いた合理的な判断基準が尊重されます。法人独自の合理的な判断が困難な場合には、証券アナリストなどの分析や見通し、株式発行人に関する企業情報などを根拠とすることも認められます。 必ずしも、株価が過去2年間にわたり50%程度以上下落した状況でなければ損金算入が認められないということではありません。
②	監査法人のチェックを受けて継続的に使用される形式的な判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 株価の回復可能性の判断をするための形式基準が監査法人のチェックを受けたものであり、それが継続的に使用されているのであれば、税法上の損金算入の判断をしても合理的と認められます。
③	回復可能性の判断の時期	<ul style="list-style-type: none"> 株価の回復可能性の判断は、各事業年度末時点において行います。 翌事業年度以降に株価の上昇などがあっても、損金算入額を是正する必要はありません。
④	前期以前の評価損否認金	<ul style="list-style-type: none"> 前期以前における評価損否認金（別表5計上額）について、その後の事業年度において、損金算入の要件を満たすこととなった場合には、その評価損否認金の額も含めて、損金の額に算入することが認められます。

III

住まいと土地の 税制改正のポイント

III

住まいと土地の税制改正のポイント

1 住宅ローン減税制度の大幅拡充等

(措法 41、41の2、41の2の2、地法附 5の4の2)

— 認定長期優良住宅の場合、10年間で最大600万円の控除 —

● 所得税・住民税 ●

中堅勤労者等における無理のない負担での住宅取得を支援することにより、国民生活の向上や社会的安定の確保を図るとともに、昨今の経済情勢を踏まえ、経済効果の大きい住宅投資の促進による内需拡大の観点から減税規模の拡充を行い、良質な住宅投資に対する支援を拡充することで良質なストック形成への誘導を図るため、ことしの税制改正では思い切った拡充が図られました。

具体的には、住宅ローン減税の適用期限が平成25年末まで5年間延長されるとともに、制度が大幅に拡充され、特に認定長期優良住宅については最大控除可能額が過去最高水準を上回る600万円に引き上げられました。また、個人住民税についても、所得税の住宅ローン控除制度において所得税から控除し切れない額を税額控除する制度が創設されました。

改正前		改正後			
(平成20年居住の場合)		一般住宅		認定長期優良住宅	
控除対象 借入限度額	2,000万円	H21 H22	5,000万円	H21 H22 H23	5,000万円
		H23	4,000万円	H24	4,000万円
		H24	3,000万円	H25	3,000万円
		H25	2,000万円	—	—
控除期間	選択制 (次のいずれか)	10年			
	10年	15年			
控除率	1~6年目	1%	1~10年目	0.6%	
	7年~10年目	0.5%	10年~15年目	0.4%	
最大控除額	160万円	500万円	600万円		

【1】住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

(措法41)

居住年別の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率は次のとおりです。

- ① 一般住宅を居住の用に供した場合（平成21年～平成25年まで居住分）

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	最大控除額
平成21年	10年間	5,000万円	1.0%	500万円
平成22年				
平成23年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	200万円

- ② 認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして居住の用に供した場合（平成21年～平成25年まで居住分）

居住年	控除期間	住宅借入金等の 年末残高の限度額	控除率	最大控除額
平成21年	10年間	5,000万円	1.2%	600万円
平成22年				
平成23年				
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	400万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	300万円

認定長期優良住宅とは▶ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号、以下「長期優良住宅法」といいます。）に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものをいいます。地震や腐食に強いこと、居住者の使い勝手に合わせて改築し易いことなどの条件を満たし、世代を超えて利用できるものと地方自治体が認定した住宅をいいます。この法律は、国土交通省による認定基準の決定を経て、平成21年6月4日に施行されました。（長期優良住宅法2④～⑥、5、6、平21政令23号）

【2】自己居住要件の緩和

- ① 居住後すぐに転勤等した者がその後再入居した場合にも適用

住宅の取得等をして居住の用に供した居住者が、その居住の用に供した日か

らその年の12月31日までの間に勤務先から転任の命令等のやむを得ない事由により転居し、その後再びその住宅に入居した場合には、一定の要件の下で、再入居年以後の各適用年（再入居年にその住宅を賃貸の用に供していた場合には再入居年の翌年以後の各適用年）について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができるようになりました。（措法41⑭⑮、平21改所法等附33；平成21年1月1日以後自己の居住の用に供しなくなった場合に適用）

② 居住前の増改築等にも適用

居住者がその所有している家屋について、居住の用に供する前に増改築等をして、6か月以内に居住の用に供した場合には、その増改築等について住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けることができる措置が講じられました。（措法41①、平21改所法等附33；増改築等した居住用家屋を平成21年1月1日以後自己の居住の用に供する場合に適用）

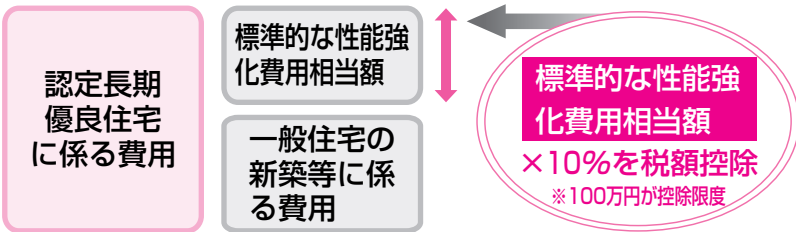
2

認定長期優良住宅の新築等に係る投資型減税の緊急措置の創設

（措法 41の19の 4、平21改所法等附 21）

— 通常の住宅よりも上乗せして必要となる費用（上限：1,000万円）の10%に相当する額を3年間所得税額から控除— ●所得税●

住宅ローンを組まずに、住宅を取得する者など、住宅ローン減税制度の対象とならない者でも、認定長期優良住宅を新築又は取得した場合に、通常の住宅よりも上乗せして必要となる費用（標準的な性能強化費用相当額）の10%に相当する額を所得税額から控除できる措置が創設されました。



具体的には、居住者が、国内において認定長期優良住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定長期優良住宅の取得をして、長期優良住宅法の施行の日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合（その新築等の日から6か月以内にその者の居住の用に供した場合に限ります。）には、一定の要件の下で、その認定長期優良住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額（当該金額が1,000万円を超える場合には1,000万円とします。）の10%に相当する金額（最大控除額は100万円となります。）をその年分の所得税額から控除（当該控除をしてもなお控除し切れない金額がある場合には、翌年分の所得税額から控除）できます。

これは、資源価格の高騰やこれに伴う経済情勢の悪化等を踏まえ、省資源で国民生活の質的向上を図り得る住宅への投資に金融資産を誘導するための緊急措置（投資型減税措置）として創設されたものです。

〔注1〕「標準的な性能強化費用相当額」とは、認定長期優良住宅の構造の区分ごとに、長期優良住宅の認定に係る耐久性、耐震性、省エネ性能、可変性、更新の容易性等の項目ごとにその基準に適合するために必要となる標準的な費用を基に平米当たりで定められた金額（次表参照）に、当該認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額をいいます。

（平成21年国土交通省告示第385号）

構造の区分	床面積1㎡当たりの標準的な費用の額
木造・鉄骨造	33,000円
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	36,300円
上記以外の構造	33,000円

〔注2〕 その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用されません。

添付書類

この税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書並びに長期優良住宅建築等計画の認定書の写し及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用されます。（措法41の19の4⑤⑥）

重複適用の禁止

この制度は、38ページの住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とされますので、適用される控除額等を踏まえた上で、選択する必要があります。（措法41⑩）

区分	最大控除額		住民税での適用
	一般住宅	認定長期優良住宅	
住宅ローン減税	一般住宅	500万円	所得税で控除しきれない部分については、個人住民税から控除されます。（44ページ参照）
	認定長期優良住宅	600万円	
性能強化費用に係る特別控除	認定長期優良住宅	100万円	（適用なし）

選択

また、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他所要の措置が講じられました。（措法41の19の4⑪～⑬）

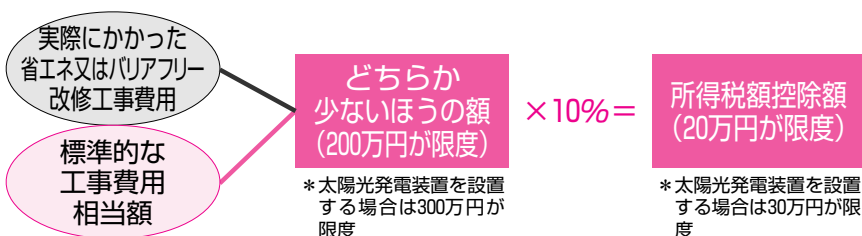
3

省エネ・バリアフリー・耐震改修工事をした 場合の投資型減税制度の創設 (措法41の19の2、41の19の3)

— 上限200万円（太陽光発電装置を含めば300万円）の10%を控除 —

● 所得税 ●

既存住宅の質の向上に資するリフォーム（一定の要件を満たした省エネ改修工事・バリアフリー改修工事及び耐震改修の各工事）を行った場合に、工事に要した費用（上限：200万円）の10%に相当する額を当該年度の所得税額から控除できる投資型減税措置が創設されました。



【1】既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の創設

【① 省エネ改修工事】 (措法41の19の3 ①二、②)

特定の居住者（②の（注1）参照）以外の居住者が、その者の居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事を行った場合において、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事費用（省エネ改修工事と同時に設置する太陽光発電装置の設置費用を含みます。以下同じ。）の額と当該省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（その金額が200万円を超える場合には、200万円とします。ただし、太陽光発電装置を設置する場合は、当該金額が300万円を超えるときは300万円とします。）の10%に相当する金額がその年分の所得税額から控除できる制度が創設されました。

なお、この控除は、特定居住者以外の居住者が平成21年分でこの控除を適用した場合は、原則として、平成22年分において適用できません。（措法41の19の3 ⑥）

（注1）「一定の省エネ改修工事」とは、次のものであって、その工事費用の額が30万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。

工事の範囲の要件（次の（１）又は（２）のいずれか）		
（１）	①全ての居室の窓全部の改修工事	改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの
（２）	①の工事と併せて行う ②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事 ⑤太陽光発電装置設置工事	
（注）		②～⑤の単独の工事は対象となりません。

- （注２） 一定の省エネ改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとされます。（昭63建設省告示第1274号（国土交通省告示第387号））
- （注３） 「標準的な工事費用相当額」とは、省エネ改修工事の改修部位ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該省エネ改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいいます。（平21経済産業省・国土交通省告示第4号）
- （注４） 平成21年分にこの税額控除の適用を受けた者は、平成22年分においてはその適用を受けることはできません。
- （注５） その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用できません。

【② バリアフリー改修工事】（措法41の19の3①ー）

特定の居住者（注1参照）が、その者の居住の用に供する家屋について一定のバリアフリー改修工事を行った場合において、当該家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、①バリアフリー改修工事の費用の額と②バリアフリー改修工事に係る標準的な工事費用相当額のいずれか少ない金額（当該金額が200万円を超える場合には200万円（太陽光発電設備設置工事を含む場合は300万円）とします。）の10％に相当する金額がその年分の所得税額から控除できる制度が創設されました。

なお、この控除は、特定居住者が平成21年分でこの控除又は前記①の控除を適用した場合には、原則として、平成22年分において適用できません。（措法41の19の3⑤）

- （注1） 「特定居住者」とは、次のいずれかに該当する者とされます。

① 50歳以上の者
② 介護保険法の要介護又は要支援の認定を受けている者
③ 障害者である者
④ 居住者の親族のうち上記②若しくは③に該当する者又は65歳以上の者のいずれかと同居している者

- （注2） 「一定のバリアフリー改修工事」とは、廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え又は床表面の滑り止め化を行う工事であって、その工事費用の額（補助金等をもって充てる部分を除きます。）が30万円を超えること等一定の要件を満たすものをいいます。
- （注3） 一定のバリアフリー改修工事の証明は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務

- 所に所属する建築士が行うものとされます。(昭63建設省告示第1274号(国土交通省告示第387号))
- (注4) 「標準的な工事費用相当額」とは、バリアフリー改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該バリアフリー改修工事を行った床面積等に乗じて計算した金額をいいます。(平21国土交通省告示第384号)
- (注5) 平成21年分に①又は②の税額控除の適用を受けた者は、平成22年分においてはその適用を受けることはできません。ただし、平成22年において要介護状態区分等が3段階以上上昇した場合には、この限りではありません。
- (注6) その年分の合計所得金額が3,000万円を超える場合には適用できません。

【省エネ改修工事とバリアフリー改修工事に係る税額控除の共通事項】

① 合計控除税額

同一年中に省エネ改修工事とバリアフリー改修工事を行い、その者の居住の用に供した場合におけるその年分の所得税額から控除する金額は、それぞれにより計算した金額の合計額(当該合計額が20万円を超える場合には、20万円とします。ただし、太陽光発電装置を設置する場合は、当該合計額が30万円を超えるときは30万円とします。)とされました。

② 添付書類(措法41の19の3⑦)

省エネ改修工事とバリアフリー改修工事に係る税額控除は、確定申告書に、当該控除に関する明細書、それぞれの改修工事に該当する旨を証する書類及び登記事項証明書等の一定の書類の添付がある場合に適用できます。

③ 選択適用(措法41⑥、41の3の2②、⑤)

省エネ改修工事とバリアフリー改修工事に係る税額控除は、**1【1】**の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(38ページ)及び次の**4**にある特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用を受ける場合には適用できません。

【2】既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除の要件緩和と適用期限の延長(措法41の19の2)

【耐震改修工事】

- ① 地方公共団体が作成する耐震改修計画において、補助対象が耐震診断のみの場合も含めるほか、補助金額の下限要件を撤廃することにより、適用対象区域が拡大されました。
- ② 税額控除の対象となる金額について、住宅耐震改修に要した費用の額と当該住宅耐震改修に係る標準的な工事費用相当額(平21国土交通省告示第383号)とのいずれか少ない金額とされました。

③ 適用期限が**平成25年12月31日**（改正前：平成20年12月31日）まで5年延長されました。

（注1）この改正は、平成21年1月1日以後に行う住宅耐震改修について適用されます。（平21改所法等附35）

（注2）住宅耐震改修工事の証明は、地方公共団体の長、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関、建築基準法に基づく指定確認検査機関又は建築士法に基づく建築士事務所に所属する建築士が行うものとされます。（平18国土交通省告示第464号（平21第388号改正））

（注3）「標準的な工事費用相当額」とは、住宅耐震改修工事の種類ごとに単位当たりの標準的な工事費用の額として定められた金額に当該住宅耐震改修工事を行った床面積等を乗じて計算した金額をいいます。（平21国土交通省告示第383号）

（注4）この特別控除は**1**の**1**の一般住宅ローン控除（措法41）と重複適用できます。



4 その他の住宅ローン控除制度関係の改正

（措法41の3の2、平20国土交通省告示第513号（平21第380号改正））

特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用期限が**平成25年12月31日**（改正前：平成20年12月31日）まで5年延長されるとともに、期限延長に伴う所要の措置が講じられました。

5 住宅ローン控除の所得税額控除残額の 住民税額減額制度の創設

（地法附5の4の2）

— 所得税額控除残額の5%（最高9.75万円）を限度として控除 —

●住民税●

平成21年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者（平成21年から平成25年までに入居した者に限ります。）のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とされます。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額（当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額（最高97,500

円)を限度とされます。)が減額できるようになりました。このために給与支払報告書等について必要な改正を行い、市町村に対する申告は不要とされました。

また、この措置による平成22年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補てんされます。税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除についても、平成22年度分以降、上記と同様の仕組みのもとで申告を要しない制度とされました。

6

長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

(措法35の2、65の5の2)

— 平成21年・22年中に取得した土地等に適用 —

● 所得税・法人税・住民税 ●

個人又は法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得(特別の関係のある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除きます。)をした国内にある土地等で、その譲渡をした年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その譲渡をした年中に譲渡をした土地等に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円(当該長期譲渡所得の金額が1,000万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額)が控除できる制度が創設されました。

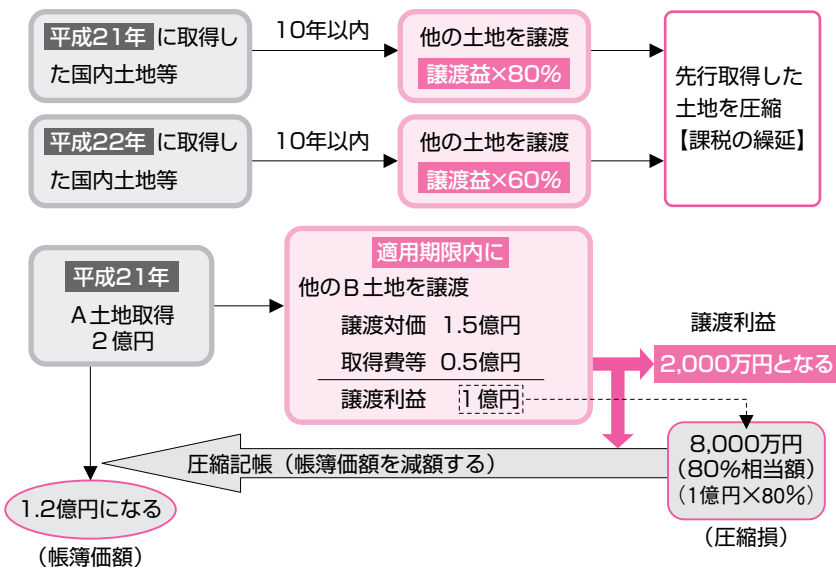
7

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設

(措法37の5、66の2)

事業者が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に、国内にある土地等の取得をし、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにこの特例の適用を受ける旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その事業者の所有する他の事業用土地等の譲渡をしたときは、その先行取得土地等について、他の事業用土地等の譲渡利益金額の80%相当額(その譲渡の日を含む事業年度においてこの特例の適用を受けるその先行取得土地等が平成22年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をされたもののみである場合には、60%相当額)を限度として、圧縮記帳ができることとされました。

(注) 土地等が棚卸資産である場合には、他の課税の特例と同様に、本特例の対象にはなりません。また、個人事業者の所有する土地等が事業用資産でない場合には、本特例の対象とはなりません。



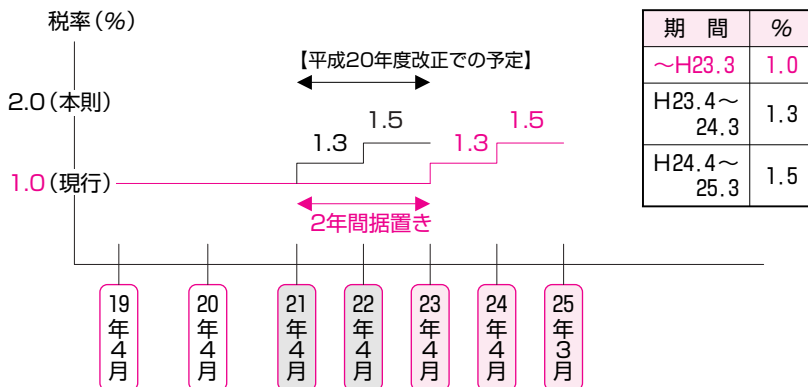
8

土地等の所有権移転登記の登録免許税に係る税率の軽減措置の延長

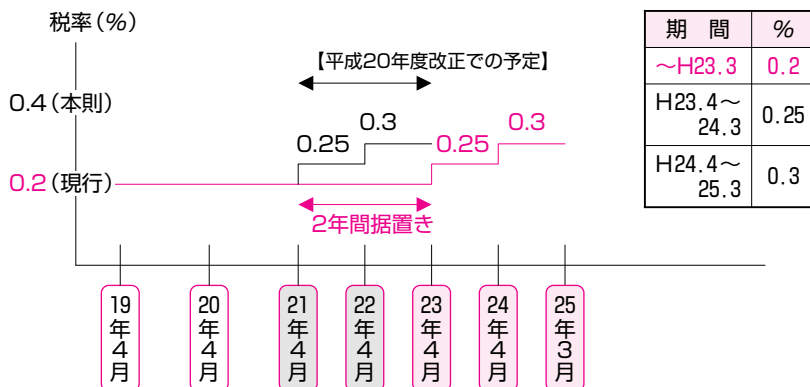
(措法 72)

土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、平成20年度税制改正において、平成21年4月1日以後段階的に引き上げることとされていましたが、現行税率のまま2年間据え置いた上で、平成23年4月1日から段階的に引き上げられることになりました。

【1】土地の売買による所有権の移転登記



【2】土地の所有権の信託の登記



(注) 住宅用家屋の所有権の保存登記を0.15%若しくは移転登記を0.3%又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記を0.1%とする登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。(措法72の2、73、73の2、74)

9 不動産取得税の標準税率の特例措置の延長

●住民税●

土地・家屋の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限が平成24年3月31日(改正前:平成21年3月31日)まで3年延長されました。

【1】不動産取得税の標準税率の特例措置の延長等(地法附11の2)

改正の内容	年度	住 宅		非住宅(店舗・事務所等)	
		土地	家屋	土地	家屋
平成18年度税制	H18.4～19.3	3%	3%	3%	3.5%
	H19.4～20.3	3%	3%	3%	3.5%
	H20.4～21.3	3%	3%	3%	4%
	H21.4～	4%			4%



改正後	H21.4～24.3	3%のまま3年延長	4%
-----	------------	-----------	----

【2】土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の延長 (地法附 11の5)

土地（宅地評価土地：宅地及び宅地比準土地）の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成24年3月31日（改正前：平成21年3月31日）まで3年延長されました。

不動産取得税の税額計算

課税標準額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{（固定資産税評} \\ \text{価額※1）} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{3\%}^{*2}\text{又は} \\ \text{4\%} \\ \hline \end{array} = \text{不動産取得税}$$

- ※1 土地の課税標準を1/2とする特例が平成24年3月31日（改正前：平成21年3月31日）まで3年延長されました。家屋については1/2とする特例はありません。
- ※2 平成24年3月31日までの特例税率です（【1】参照）。

10 土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長

平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとされました。

【1】宅地等 (地法附 17、17の2、18、18の3、19の2、22、24、25、25の3、27の5、28)

平成21年度評価替えに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置が継続されました。また、平成16年度から講じられている商業地等に係る地方公共団体の条例による減額制度が継続されるとともに、商業地等及び住宅用地について、地方公共団体の条例の定めるところにより、税額の上昇が抑制できる制度が創設されました。



① 商業地等（地法附18、25他）

イ 負担水準が70%を超える商業地等	当該年度の評価額の70%が課税標準額とされます。	度まで3年間継続されます。 平成18年度からの措置がさらに平成23年
ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等	前年度の課税標準額が据え置かれます。	
ハ 負担水準が60%未満の商業地等	$\text{課税標準額} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{課税標準額}} + \frac{\text{当該年度の評価額}}{\text{評価額}} \times 5\%$ ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とされます。	
<商業地等の固定資産税の条例減額措置の延長> 課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が継続されます。		

② 住宅用地（地法附18、25他）

イ 負担水準が80%以上の住宅用地	前年度の課税標準額が据え置かれます。	23年度まで3年間継続されます。 平成18年度からの措置がさらに平成
ロ 負担水準が80%未満の住宅用地	$\text{課税標準額} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{課税標準額}} + \frac{\text{当該年度住宅用地の特例評価額}}{\text{評価額}} \times 5\%$ ※ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とされます。	

③ 価格の下落を修正する特例措置の延長（地法附17の2、19の2）

据置年度において地価が下落している場合に簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置が、平成22年度及び平成23年度も継続されました。

④ 条例による税額の減額措置の創設（地法附21の2、27の4の2、27の5、29の7）

商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に1.1倍以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講じられました。

【1】農地（地法附 19、19の4、26、27の2他）

① 一般農地及び一般市街化区域農地	改正前と同様の負担調整措置が継続
② 特定市街化区域農地	一般住宅用地と同様の取扱い

（参考）

- 1 土地に係る都市計画税の負担調整措置についても、固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われました。
- 2 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を所有者等が転用してその上に新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえ、その対象住宅の新築期限が平成24年3月31日まで延長されました。（地法附15の8）
 - ア 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後5年度間は3分の2減額（改正前：新築後5年度間は3分の2減額、その後5年度間は3分の1減額）
 - イ 第二種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後3年度間は3分の2減額（改正前：新築後5年度間は3分の2減額）

11

不動産の譲渡に関する契約書等に係る 印紙税の負担軽減措置の延長

（措法 91）

家や土地を購入したり、建物を新築するときには、不動産譲渡契約書や建設工事請負契約書を作成し、取引相手と契約します。その際、それぞれの契約書には印紙を貼る必要がありますが、「不動産譲渡契約書」及び「建設工事請負契約書」に係る印紙税について次表のように特例税率が定められています。今年の改正で、この特例措置がさらに2年延長され、**平成23年3月31日**（改正前：平成21年3月31日）まで適用されることになりました。



延長後の不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税

不動産譲渡契約書		平成23年3月31日 まで（特例税率）	建設工事請負契約書	
記載された契約金額	本則税率		本則税率	記載された契約金額
1万円未満	非課税	本則通り	非課税	1万円未満
10万円以下	200円		200円	100万円以下
10万円超50万円以下	400円		400円	100万円超200万円以下
50万円超100万円以下	1千円		1千円	200万円超300万円以下
100万円超500万円以下	2千円		2千円	300万円超500万円以下
500万円超1千万円以下	1万円		1万円	500万円超1千万円以下
1千万円超5千万円以下	2万円	1万5千円	2万円	1千万円超5千万円以下
5千万円超1億円以下	6万円	4万5千円	6万円	5千万円超1億円以下
1億円超5億円以下	10万円	8万円	10万円	1億円超5億円以下
5億円超10億円以下	20万円	18万円	20万円	5億円超10億円以下
10億円超50億円以下	40万円	36万円	40万円	10億円超50億円以下
50億円超	60万円	54万円	60万円	50億円超



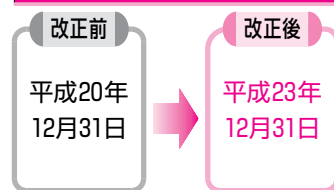
12 特定資産の買換特例の延長

（措法 37、65の7～65の9）

事業の用に供している国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間が10年超のものを譲渡し、国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置の買換資産を、譲渡の日の属する年中又は前年中若しくは翌年中に取得して、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合には、その譲渡収入又は買換資産の取得価額の80%相当分については譲渡がなかったものとして課税の繰延べができる制度があります。この適用期限が平成23年12月31日（改正前：平成20年12月31日）まで3年延長されました。

法人17号・個人16号該当	
譲渡資産	買換資産
国内にある土地等、建物又は構築物で所有期間10年超のもの	国内にある土地等、建物、構築物又は機械装置

適用期限



13 その他の土地・住宅関連の改正

<p>(1) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（措法31の2）</p>	<p>大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡を適用対象から除外したうえ、その適用期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。</p>
<p>(2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除（措法34の2、65の4）</p>	<p>次の措置が講じられました。</p> <p>① 特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限が平成23年12月31日まで3年延長されました。</p> <p>② 適用対象から、中小小売商業振興法の認定を受けた高度化事業計画に基づく高度化事業の用に供するために土地等の譲渡をした場合が所要の経過措置が講じられた上除外されました。</p>
<p>(3) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例（措法37の9の2、65の13）</p>	<p>適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。</p>
<p>(4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度（措法28の4）</p>	<p>適用停止措置の期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。</p>
<p>(5) 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度（措法62の3、63、68の68、68の69）</p>	<p>次の措置が講じられました。</p> <p>① 適用停止措置の期限が平成25年12月31日まで5年延長されました。</p> <p>② 一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の範囲から大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けて行われる複合的宅地開発事業の事業者に対する譲渡が除外されたうえ、適用除外措置の期限が25年12月31日まで5年延長されました。</p>

(注) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円特別控除についても、適用対象の見直しが行われました。（措法34の3、65の5）



1 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の 軽減税率の延長等

(平21改所法等第7条附則 32①、43②)

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得（申告分離課税適用分）及び譲渡所得等に対する税率が10%軽減税率（所得税7%、個人住民税3%）とされました。

2 上場株式等の配当所得等に係る源泉徴収税率等 の特例の延長等

(平21改所法等第7条附則 33②)

- (1) 平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（改正前）の間に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して支払う上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率（特別徴収税率）に対する7%軽減税率（居住者は他に個人住民税3%）の特例が**平成23年12月31日**まで1年延長されました。
- (2) 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は内国法人若しくは外国法人に対して支払う上場株式等の配当等に係る7%軽減税率の特例が**平成23年12月31日**まで（改正前：平成21年3月31日まで）延長されました。

3 源泉徴収選択口座における 源泉徴収税率の特例の延長

(平21改所法等第7条附則 45①②)

平成21年1月1日から平成22年12月31日まで（改正前）の間の源泉徴収選択口座における源泉徴収税率（特別徴収税率）に対する7%軽減税率（居住者は他に個人住民税3%）の特例が**平成23年12月31日**まで1年延長されました。



証券の配当や譲渡の
軽減税率が
延長された!

上場株式等の譲渡益・配当の課税について

改正前

*「住」は居住者に課される個人住民税。

	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10% (所7%+住3%)	【原則】 20%(所15%+住5%)	20% (所15%+住5%)		
		【特例措置】 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10%(所7%+住3%) 上場株式等の配当 (100万円以下の部分) 10%(所7%+住3%)			
損益通算	－	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

改正後

*「住」は居住者に課される個人住民税。



	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税率	10% (所7%+住3%)	10%(所7%+住3%)			20% (所15%+住5%)
損益通算	－	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

(注) 恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率(7%)は、平成23年12月31日まで延長(【改正前】平成21年3月31日まで適用)。

(財務省資料より、一部修正)

4 少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

(平成22年度改正で法制上の措置が講じられる予定。)

- (1) 金融所得課税の一体化の取り組みの中で「貯蓄から投資へ」の流れを促進する観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率が実現する際(平成24年1月1日以降の年分の予定)に、以下を骨子とする少額の上場株式等投資のための非課税措置が創設されます。

①	居住者等(満20歳以上の者に限ります。)は、金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設できるものとされます。
②	非課税口座とは、本措置の施行の日から5年内の各年において開設する③の非課税措置の適用を受けるための口座(年間一人一口座に限ります。毎年異なる金融機関に口座開設可。)で、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等(その取得対価の額の合計額が100万円に達するまでのもの)に限ります。)のみを受け入れることとされているものをいいます。
③	非課税口座において当該口座を開設した日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等に対しては、所得税及び住民税が課されません。

- (2) 今後、不正防止のための番号制度等を利用した適正な口座管理方法や、非

課税口座の設定について要件違反があった場合における源泉徴収の取扱い等の制度設計の詳細について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置が講じられます。

- (3) なお、金融所得課税の一体化については、金融商品間の課税方式の均衡化や上場株式等の配当所得と譲渡所得等との間における損益通算の範囲の拡大を踏まえ、今後、税の中立性を勘案しつつ、その他の金融資産性所得も対象とした一体化について、引き続き検討が行われます。

◆『日本版 ISA』（小口の継続的長期投資非課税制度）の創設

わが国の金融資産における現預金の比率が高い中、広く国民に株式や株式投資信託への投資に係るインセンティブを付与し、投資家の裾野を広げて「貯蓄から投資へ」の流れを一層促進し、国民が広く参加し、信頼される株式市場を構築

【税制改正案】

- 小口投資家向けに、毎年一定額まで（上限100万円）の上場株式等への投資に対する配当所得及び譲渡所得を非課税とする
- 長期安定保有を促す観点から、5年間の時限措置（毎年の投資限度額を100万円×5年間に500万円までの累積投資が可能）

（参考）英国：毎年、7200ポンド（約154万円）までの投資への配当・譲渡益等を非課税とする個人貯蓄口座（ISA）制度を1999年に導入。（ISA：Individual Savings Accounts）

少額投資のための優遇措置

（金融庁資料より）



1. 非課税対象：上場株式等の配当、譲渡益
2. 毎年の新規投資額は100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
3. 非課税投資総額：500万円（100万円×5年間）
4. 保有期間中（最長10年間）の配当、譲渡益は非課税
5. 途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
6. 口座開設数：年間1人1口座（毎年異なる金融機関に口座開設可）
7. 開設者：居住者等
8. 年齢制限：20歳以上
9. 導入時期：上場株式等の配当、譲渡益に対する20%税率の適用開始時

（財務省資料より）

5 カバードワラントに対する課税方式等の見直し

カバードワラントに対する課税方式等が以下のように見直されました。

- (1) 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、居住者等が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等及び当該カバードワラントに係る差金等決済をした場合における雑所得等が加えられました。(措法41の14) これにより、金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの課税方式は、従来の総合課税方式から分離課税方式になります。
- (2) 金融商品取引所又は店頭で取引されるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について、先物取引に関する支払調書制度等の対象とされました。(所法224の5、225)



これらの改正は、平成22年1月1日以後に行われるカバードワラントの譲渡及び差金等決済について適用されます。(平21改所法等附1-ロ、5②)

6 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等 (措法 37の11の3、措令 25の10の2～25の10の10)

特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に次に掲げるものが加えられました。

- (1) 従業員持株会等を通じて取得した上場株式等で、当該従業員持株会等の事務の委託を受けている金融商品取引業者等の営業所に開設する特定口座に受け入れられるもの
- (2) 生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更に伴いその社員に割り当てられる株式等で、その株式等の上場の際に一定の方法により特定口座へ受け入れられるもの
- (3) 金融商品取引所等の上場する日前から引き続き所有していた株式等で、その上場の際に一定の方法により特定口座に受け入れられるもの

- (4) 特定口座以外の口座で管理されていた被相続人、贈与者又は遺贈者（以下「被相続人等」といいます。）の上場株式等で、当該口座が開設されていた金融商品取引業者等の営業所に当該被相続人等に係る相続人、受贈者又は受遺者が開設している特定口座に一定の方法により移管されるもの
- (5) 特定口座内保管上場株式等について、所得税法の規定による課税繰延べ要件を満たさない次に掲げる事由が生じたことにより取得する上場株式等

① 取得請求権付株式に係る請求権の行使
② 取得条項付株式に係る取得事由の発生
③ 全部取得条項付種類株式に係る取得決議
④ 取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債に係る取得事由の発生
⑤ 特定口座内保管上場株式等について与えられた取得条項付新株予約権に係る取得事由の発生

7

特定口座への上場株式等の保管の委託に関する特例の廃止

平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間の特定口座への上場株式等の保管の委託に関する特例が期限の到来をもって廃止されました。

8

特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象の拡大

(措法37の10の2)

特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成21年1月4日において特定管理株式であった株式で同年1月5日に特定管理口座から払い出されたものにつき、同日以後に株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として当該株式を発行した株式会社の清算結了等の事実が発生したとき（同日から当該事実が発生した日までの間に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことその他一定の要件を満たす場合に限ります。）が加えられました。

9

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限の延長 (措法9の6)

上場会社等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限が平成22年3月31日まで1年延長されました。

10

公共法人等又は金融機関等が提出する国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書の不提出

公共法人等又は金融機関等が提出する国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書について、国外公社債等の利子等の支払の都度の提出を要しないこととされました。

11

内国法人等が国内において発行された上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了等により支払を受ける金銭等のうち収益の分配部分の非課税 (措法9の4の2)

内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が、国内において発行された上場公募株式投資信託（特定株式投資信託を除きます。）に係る信託契約の終了又は一部の解約により支払を受ける金銭等のうち収益の分配に係る部分（国内において支払われるものに限ります。）については、所得税を課さないこととされました。

この場合において、当該信託契約の終了又は一部の解約により金銭等の支払をする者は、当該支払をする金銭等の額その他一定の事項を記載した支払調書を、その信託契約の終了又は一部の解約があった日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の所轄税務署長に提出しなければならないこととされました。



この改正は、平成21年4月1日以後の上場公募株式投資信託に係る信託契約の終了又は一部の解約について適用されます。（平21改所法等附23）

国際課税の 税制改正のポイント

1 外国子会社配当益金不算入制度の創設

(税法 23 の 2、措法 40 の 4、66 の 6)

— 海外子会社利益の国内還流の障害を取り除く国際租税改革 —

国際展開する日本企業が、税制に左右されずに、海外子会社の利益を必要な時期に必要な金額を国内へ戻すことが可能となるような国際租税改革が図られました。

改正前

わが国は、国際的三重課税排除の方法として、海外子会社利益の国内からの配当について、わが国で課税しつつ、海外で支払った税額を控除している。

全世界
所得方式

+

外国税額
控除制度

改正後

『海外市場の獲得→国内への資金還流→国内でのイノベーション』の好循環を構築するため、日本企業が海外子会社利益を国内還流させる際の税制上の障害を取り除く国際租税改革を図る。

具体的には、海外子会社からの配当について、多くの先進国と同様に、外国税額控除制度から国外所得免除方式（国外で生じた所得については海外での課税に委ねることとし、わが国では課税しない方法をいう。）に変更する（恒久措置）。

問題点

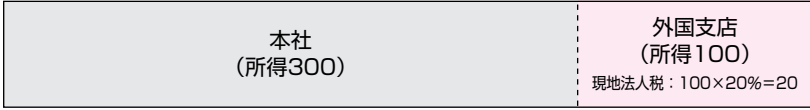
海外子会社利益を国内に配当する際、日本との法人税率差分の課税コストや外国税額控除制度の煩雑さ等を一因として、海外子会社利益の内部留保が急増。長期に亘って海外に資金が留保されると、コストセンターであると同時にわが国成長の源である研究開発や雇用が国外へ出て行ってしまふ懸念がある。

【参考】 国際租税制度の簡素化にも資することになります。

- ① この方式に移行しても、基本的には、従来の制度で課税されていない海外留保所得を非課税で還流するだけであり、財政への悪影響はありません。
- ② 国内に還流される利益が、設備投資・研究開発・雇用などの幅広く多様な分野で用いられると、わが国経済の活力の向上につながることを期待されます。

国内〈税率30%〉

国外〈税率20%〉



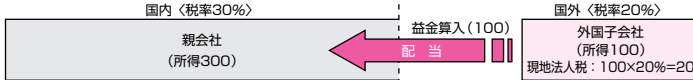
- 本社と外国支店は一体であり、利益発生時に全世界所得（400）に対して課税
二重課税調整前の国内法人税：400×30%=120
- 外国支店の現地法人税は外国税額控除（二重課税調整）
国内法人税納付額：120-20=100
- 企業全体の税負担額は120（=100+20）となる（⇒全世界所得にわが国の税率を乗じた額（400×30%=120）と同じ）

わが国における国際的二重課税調整方式（子会社形態による進出）

間接外国税額控除制度（改正前）

⇒海外での納税を証明する書類添付の事務手が煩雑である等、事務コストが膨大との指摘あり

【外国子会社が配当を行った場合】



- 配当を行った場合、子会社所得（100）を益金算入し、全世界所得を400（300+100）として外国税額控除（二重課税調整）
国内法人税納付額：400×30%-100×20%=100
- 企業全体の税負担額は120（=100+20）となる（⇒全世界所得にわが国の税率を乗じた額（400×30%=120）と同じ）

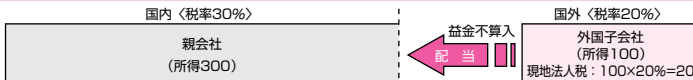
【外国子会社が配当を留保した場合】



- 配当を国外留保した場合、子会社所得は親会社の所得としてみなされないため、親会社（300）、子会社（100）別々に税負担
（参照：外国子会社配当益金不算入制度）
- 企業全体の税負担額は110（=300×30%+100×20%）となる

外国子会社配当を益金不算入制度（改正後）

⇒ 手続が簡素



- 外国子会社配当を親会社において益金不算入とするため、配当の有無にかかわらず、親会社（300）、子会社（100）別々に税負担
- 企業全体の税負担額は110（=300×30%+100×20%）となる

（財務省資料より）

- 間接外国税額控除制度は、所要の経過措置を講じたうえで、廃止することとし、内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度が創設されました。（旧法69、法69、26）

〔注1〕「外国子会社」とは、内国法人が外国法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き直接に有している場合のその外国法人をいいます。なお、外国法人の所得に課された外国法人税

を内国法人の納付する法人税から控除する旨を定める租税条約の規定により内国法人の外国法人に対する持株割合について異なる割合が定められている場合には、本制度の対象となる外国子会社の判定は、その割合により行うこととする等の措置が講じられました。

(注2) 本制度の適用については、確定申告書に益金の額に算入されない配当等の額及びその計算に関する明細を記載するとともに、一定の書類の保存を要することとされました。

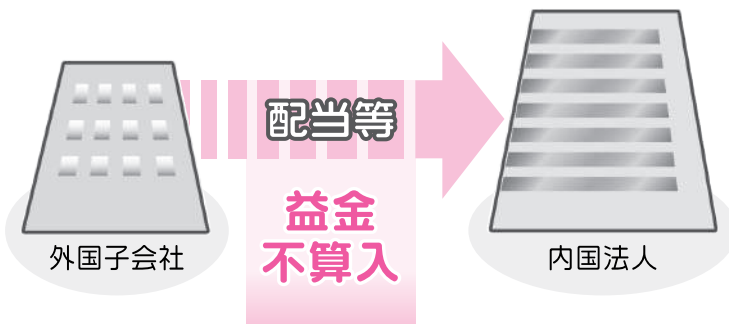


この改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等の額について適用されます。(平21改所法等附12、7)

(2) 内国法人が外国子会社から受ける配当等の額につき益金の額に算入しないこととする場合には、その配当等に係る費用に相当する金額としてその配当等の額の5%に相当する金額が、益金の額に算入しないこととされる配当等の額から控除できることとされました。また、その配当等の額に対して課される外国源泉税等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされるとともに、外国税額控除の対象としないこととされました。(法23の2、39の2)



この改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用されます。(平21改所法等附6、10)



2 外国税額控除制度の改正

外国税額控除制度について、間接外国税額控除制度を廃止するほか、次の措置が講じられました。

- (1) 外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の控除対象となる外国法人税の額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後7年以内に開始する各事業年度において減額された場合に限ることとされました。(法法69⑧)
- (2) 内国法人が外国税額控除の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている書類のうち、一定の書類については、添付することに代えて保存することにより本措置の適用を認めることとされました。(法法69⑩～⑫)



これらの改正は、内国法人の平成21年4月1日以後に開始する事業年度において外国法人税の額が減額される場合又は外国税額控除の規定(法法69①～③)の適用を受ける場合について適用されます。(平21改所法等附12③～⑥)

3 外国子会社合算税制の見直し

内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(いわゆる外国子会社合算税制)等について、次の措置が講じられました。

- (1) 特定外国子会社等が支払う配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除しないこととされた。(措法66の6)
- (2) 特定外国子会社等が受ける次の配当等の額は、合算対象とされる金額の計算上控除されました。なお、その控除は、確定申告書に明細書の添付がある場合に限り、適用することとされました。

① 特定外国子会社等がその子会社(特定外国子会社等が他の法人の発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している場合の他の法人)から受ける配当等の額

② 特定外国子会社等が他の特定外国子会社等から受ける配当等の額のうち合算対象とされた金額から充てられたもの



(1)及び(2)の改正は、特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る合算対象とされる金額について適用されます。(平21改所法等附44①②)

- (3) 内国法人が特定外国子会社等から配当等（外国子会社配当益金不算入制度により益金の額に算入しないこととされるものを除きます。）を受ける場合には、その配当等の額のうち、内国法人の配当等を受ける日を含む事業年度及び当該事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度において当該特定外国子会社等につき合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額は、益金の額に算入しないこととされました。(措法66の8、66の9)

(注) 内国法人が特定外国子会社等から受ける配当等の額のうち、上記の合算対象とされた金額の合計額に達するまでの金額に係る費用等の額については、損金の額に算入する等の措置が講じられました。(法法23の2)



この改正は、内国法人が特定外国子会社等から配当等（特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係るものに限ります。）を受ける場合について適用されます。(平21改所法等附44③④⑤)

- (4) 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における合算対象とされる金額の計算等について、上記(1)から(3)までと同趣旨の改正を行うこととされました。(措法40の7、40の8、66の9の2、66の9の4)

4 投資組合に出資を行う外国組合員に対する措置

(措法41の21、67の16)

投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類する組合を含みます。以下「投資組合」といいます。）の組合員である非居住者又は外国法人（以下「外国組合員」といいます。）について、次の措置が講じられました。

- (1) 特定外国組合員は、一定の手続の下で、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人に該当するものとされました。

(注) 上記の「特定外国組合員」とは、以下の要件を満たす外国組合員をいいます。

イ	投資組合の有限責任組員であること
ロ	投資組合の業務を執行しないこと
ハ	投資組合の組合財産に対する持分の割合が25%未満であること
ニ	投資組合の無限責任組員と特殊の関係のある者でないこと
ホ	国内に投資組合の事業以外の事業に係る恒久的施設を有しないこと



これらの改正は、平成21年4月1日以後の外国組員の恒久的施設の有無の判定について適用されます。(平21改所法等附36、50)

- (2) 次の①又は②の株式等の譲渡（保有期間が1年未満である株式等の譲渡及び一定の破綻金融機関株式の譲渡を除きます。）が行われた場合には、当該株式等の譲渡が事業譲渡類似の株式等の譲渡に該当するかどうかの判定については、①又は②の組員ごとに計算した当該株式等の保有割合によることとされました。(所法164①、所令291④、法法141、法令187④)

①	特定外国組員が投資組合を通じて行う株式等の譲渡
②	国内に恒久的施設を有しない投資組合の外国組員で有限責任組員であるもの（投資組合の業務を執行しないものに限ります。）が投資組合を通じて行う株式等の譲渡（当該外国組員ごとに計算した当該株式等の保有割合が25%未満である場合の譲渡に限ります。）



この改正は、平成21年4月1日以後に行われる株式等の譲渡について適用されます。

5

外国法人が受ける割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲等

(措法67の17)

外国法人が受ける割引債の償還差益に係る国内源泉所得の範囲等について、次の見直しが行われました。

- (1) 外国法人が発行する割引債の償還差益のうち、その外国法人の国内において行う事業に帰せられるものが、法人税法上の国内源泉所得とみなされることとされました。

- (2) 国内に恒久的施設を有しない外国法人が受ける割引債の償還差益が、法人税の申告の対象から除外されます。



この改正は、平成21年4月1日以後に発行される割引債の償還差益について適用されます。(平21改所法等附51)

6

社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の譲渡により生ずる所得 (所令280、法令177)

社債、株式等の振替に関する法律の対象となる振替株式等の譲渡により生ずる所得が、国内源泉所得である「国内にある資産の譲渡により生ずる所得」とされました。



この改正は、平成21年4月1日以後に行う資産の譲渡により生ずる所得について適用されます。(平21改所令附8、平21改法令附22)

7

債券現先取引から生ずる所得

国内において業務を行う者との間で行う債券現先取引で当該業務に係るものから生ずる所得は、国内源泉所得である「国内において業務を行う者に対する貸付金で当該業務に係るものの利子」に含まれることとされました。(所法161、所令283、法法138、法令180)



この改正は、平成21年4月1日以後の国内源泉所得について適用されます。

8

外国子会社配当益金不算入制度の創設等に伴う地方税の改正

外国子会社配当益金不算入制度の創設等に伴い、地方税につきましても所要の措置が講じられました。また、投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合（外国におけるこれに類する組合を含みます。）に出資を行う非居住者又は外国法人について、所要の措置が講じられました。

1 低公害車購入に係る自動車重量税の軽減・免除(国税)

(措法90の12)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい検査自動車のうち、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に新車に係る新規検査等を受けるものについて、自動車重量税を減免する特例措置が、次のとおり講じられました。

(1) 自動車重量税が免除される検査自動車

次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税が免除されました。

①	電気自動車
②	車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
③	車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
④	プラグインハイブリッド自動車
⑤	ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除きます。)で平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いものであつて、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
⑥	ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限ります。)で平成27年度燃費基準を満たすものであつて、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの
⑦	平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限ります。)

(2) 自動車重量税の税率が75%軽減される検査自動車((1)以外のもの)

次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税の税率が75%軽減されました。

①	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車であつて平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの
②	車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であつて平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの

- (3) 自動車重量税の税率が50%軽減される検査自動車 ((1)及び(2)以外のもの)
次に掲げる検査自動車に係る自動車重量税の税率が50%軽減されました。

①	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの
②	車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成27年度燃費基準を満たすものであって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの

- (4) 継続検査等を受けるものについての初回の継続検査等に係る自動車重量税の特例措置

上記の(1)から(3)までに掲げる検査自動車のうち、平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に継続検査等を受けるものについては、当該期間中に受ける初回の継続検査等に係る自動車重量税について、(1)に掲げるものについては免除し、(2)に掲げるものについてはその税率を75%軽減し、(3)に掲げるものについてはその税率を50%軽減する特例措置が講じられました。

○自動車需要の急激な落ち込みなど昨今の景気動向を踏まえ、内需振興の緊急性等も考慮し、環境対応車の普及促進税制を時限的に創設。

制度の概要

<対象科目>

◆自動車重量税

【新車】

購入時の初回車検分（乗用車：3年間分）
※平成21年4月1日～平成24年4月30日
までに新規検査を受ける場合

【既販車】

措置期間中の初回継続車検分（乗用車：2年間分）
※平成21年4月1日～平成24年4月30日
までに継続検査等を受けるもの
（平成18年度～平成20年度に購入された車）

◆自動車取得税（新車のみ）

※平成21年4月1日～平成24年3月31日
までに新車の取得が行われる場合

<適用期限>

◆3年間の時限措置

<対象車と軽減率>

次世代自動車	免 税	
登録車・軽自動車		排ガス基準 ☆☆☆☆
	2010年度燃費基準 +25%達成車	75%軽減
	2010年度燃費基準 +15%達成車	50%軽減
重量車 (バス・トラック等)		2015年度重量車 燃費基準達成車
	ポスト新長期規制適合車	75%軽減
	排ガス基準☆ (NOx又はPM+10%低減)	50%軽減

【次世代自動車】

電気自動車（燃料電池自動車含）、プラグインハイブリッド自動車、グリーンディーゼル自動車、ハイブリッド自動車・天然ガス自動車（一定の性能要件を満たすもの）

（経済産業省資料より）

2

低公害車購入に係る自動車取得税の軽減・免除 (地方税)

(地法附 12の2の2)

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税について、当該自動車（新車に限ります。）の取得が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときは、改正前の特例措置に代えて、次のとおり特例措置が講じられました。

(1) 環境負荷の小さい自動車に係る自動車取得税の免除

次に掲げる自動車の取得について、自動車取得税が免除されました。

①	電気自動車
②	車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
③	車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
④	プラグインハイブリッド自動車
⑤	ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックを除きます。）で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いものであつて、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの
⑥	ハイブリッド自動車（車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限ります。）で平成27年度燃費基準を満たすものであつて、平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの
⑦	平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車（乗用車に限ります。）

(2) 自動車取得税の税率が75%軽減される特例措置

次に掲げる自動車の取得について、税率が75%軽減されました。

①	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車であつて平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあつては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの
②	車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等であつて平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの

(3) 自動車取得税の税率が50%軽減される特例措置

次に掲げる自動車の取得について、税率が50%軽減されました。

①	平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で平成22年度燃費基準値（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より15%以上燃費性能の良いもの
②	車両総重量が3.5tを超えるディーゼル自動車のバス・トラック等で平成27年度燃費基準を満たすものであって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないもの

(4) 低公害車の取得に係る自動車取得税の特例措置

次に掲げる低公害車（新車を除きます。）の取得に係る自動車取得税について、以下の措置が講じられました。

①	プラグインハイブリッド自動車について、当該自動車の取得が平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときは、税率から2.4%を軽減する特例措置が講じられます。
②	電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（バス・トラックに限ります。）に係る税率の特例措置の適用期限が3年延長されます。
③	ハイブリッド自動車（バス・トラックを除きます。）に係る税率の特例措置について、対象を平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量の少ない自動車で平成22年度燃費基準値より25%以上燃費性能の良いものに限定するとともに、税率から軽減する率を1.6%（改正前1.8%）としたうえ、その適用期限が3年延長されます。

低公害車に係る自動車取得税の特例：中古車対象（自動車取得税）

○低公害車（電気自動車（燃料電池自動車含む）・天然ガス自動車及びハイブリッド自動車）に係る自動車取得税の特例措置について、所要の見直しを行い、適用期限を3年間延長する。

改正の概要 …新車購入に対する自動車取得税の特例創設に伴い、本特例は中古自動車の取得に対する特例に限定。プラグインハイブリッド自動車を対象に追加するとともに、ハイブリッド自動車にかかる要件を見直した上で延長。

○電気自動車（燃料電池自動車含む）	} ……2.7%軽減
○天然ガス自動車	
○ハイブリッド自動車（バス・トラック）	
○ハイブリッド自動車（乗用車）	
（燃費基準+20%以上かつ新4☆のものに限る）	

※軽課率は自動車取得税率からの軽減率
 自家用…取得価額の5%
 営業用…軽…取得価額の3%

○電気自動車（燃料電池自動車含む）	} ……2.7%軽減
○天然ガス自動車	
○ハイブリッド自動車（バス・トラック）	
●プラグインハイブリッド自動車（新設）	
○ハイブリッド自動車（乗用車）	
（燃費基準+25%以上かつ新4☆のものに限る）	

【プラグインハイブリッド自動車】



（経済産業省資料より）

3 道路特定財源の一般財源化 (地方揮発油譲与税法1、8、旧地法699～700の50等)

(1) 地方道路税の名称変更

地方道路税について、都道府県及び市町村（特別区を含みます。）に対し道路の費用に充てる財源を譲与するとの目的規定を、都道府県及び市町村（特別区を含みます。）に対し財源を譲与するとの目的規定に改め、その名称が地方揮発油税に改められました。その他所要の整備が行われました。

(2) その他の自動車・道路関連地方税の改正

①	自動車取得税及び軽油引取税を目的税から普通税に改め、使途制限が廃止されました。
②	地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改め、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の使途制限が廃止されました。
③	自動車取得税の市町村に対する交付及び軽油引取税の指定市に対する交付並びに地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び自動車重量譲与税の都道府県、市町村に対する譲与については、引き続き道路の延長、面積を基準として行われました。
④	軽油引取税の課税免除措置については、エチレンその他の石油化学製品を製造する者がその原料の用途に供する軽油に係るものは引き続き地方税法本則による措置とし、その他のものは3年間の措置としたうえ、存続されました。 また、航空運送サービス業に係る課税免除措置の対象空港に静岡空港が追加されました。
⑤	その他所要の規定の整備が行われました。
⑥	軽油引取税に係る営業用バス、トラックの交付金措置が、軽油引取税の暫定税率も含めた税率の検討がなされる今後の税制抜本改革時までの間延長されました。この間については、都道府県に対し、交付金の基準額を確保すべく確実な予算措置が講じられるよう要請されました。



VI

その他の 税制改正のポイント

1 確定拠出年金制度の見直し (確定拠出年金法等改正法案による)

- 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金は、その全額が所得控除の対象とされます。（所法75）
- 確定拠出年金の拠出限度額について、次のとおり引き上げられます（政令事項）。

① 企業型

	改正前	改正後
他の企業年金がない場合	月額4.6万円	月額 5.1万円
他の企業年金がある場合	月額2.3万円	月額2.55万円

② 個人型

	改正前	改正後
企業年金がない場合	月額1.8万円	月額2.3万円

◆ 確定拠出年金（401k）制度の充実

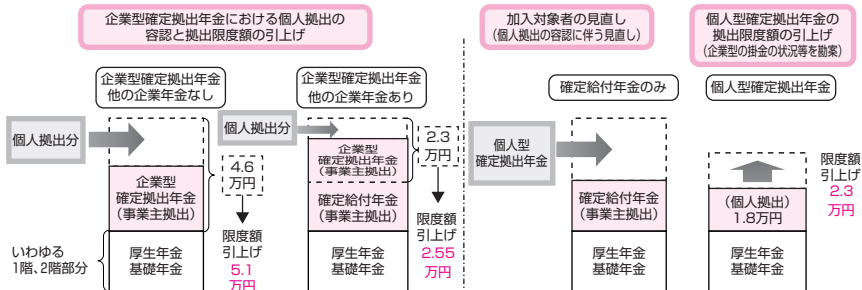
確定拠出年金制度の充実を通じ、「株式市場の厚み」と「老後の資産形成」を促進

【改正前の制度の問題点】

確定拠出年金制度には、企業型と個人型がある。現在、企業型年金においては、個人拠出が認められていないなどの制約がある。

【要望事項】 確定拠出年金について、以下の点を確認すること

- 企業型確定拠出年金における個人拠出の容認
- 個人型確定拠出年金の加入対象者の見直し
- 企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ



(金融庁「平成21年度税制改正要望書」より)

VII

その他の税制改正のポイント

2 生命保険料控除制度の改組(平成22年度改正で法制上の措置予定)

少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、生命保険料控除制度が以下のように改組されます。

(1) 所得税

- ① 生命保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で、4万円の所得控除（介護医療保険料控除）が創設されます。
- ② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ4万円（現行：5万円）とされます。
- ③ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は以下のとおりとされます。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

- ④ 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等を各保険料控除に適用されます。
- ⑤ 上記の新制度については、新制度の施行日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度が適用されます。

この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は12万円とされます。

- ⑥ 新制度は、平成24年分以後の所得税について適用されます。今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題につい

て更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置が講じられます。

(2) 個人住民税

- ① 生命保険契約等のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に係る保険料等について、現行の一般生命保険料控除と別枠で、2万8千円の所得控除（介護医療保険料控除）が創設されます。
- ② 一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額がそれぞれ2万8千円（現行：3万5千円）とされます。
- ③ 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の適用がある場合における合計適用限度額は7万円とされます。
- ④ 上記①及び②の各保険料控除の控除額の計算は以下のとおりとされます。

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

- ⑤ 生命保険契約等の主契約又は特約の保障内容に応じ、その契約に係る保険料等が各保険料控除に適用されます。
- ⑥ 上記の新制度については、平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約等について適用し、同日前に締結した生命保険契約等については従前の制度が適用されます。

この場合において、新制度と従前の制度の双方の控除の適用があるときにおける合計適用限度額は7万円とされます。

- ⑦ 新制度は、平成25年度分以後の個人住民税について適用されます。今後、保険会社等におけるシステム改修の必要性、契約内容の見直し等の場合の取扱い、各保険商品の保険料控除の適用関係等、制度移行に伴う諸課題について更に検討を進め、平成22年度改正において法制上の措置が講じられます。

3 その他の平成21年度改正

平成21年度に税制改正されたもので、前ページまでに本冊子に掲載されているもの以外の改正事項で重要なものは下記のとおりです。

【1】電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度の延長

電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限が平成22年分まで2年延長されました。(措法41の19の5)

【2】税務手続の電子化促進措置

所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合において、一定の要件の下、税務署への提出又は提示を省略することができる第三者作成書類の範囲に、次の書類が加えられました。(平20国税庁告示第37号)

(1)	上場株式配当等の支払通知書
(2)	オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
(3)	配当等とみなされる金額の支払通知書



上記の改正は、平成21年1月5日以後に、平成21年分以後の所得税の確定申告書の提出を電子情報処理組織を使用して行う場合について適用されます。

【3】高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の割増率の見直し

優良賃貸住宅の割増償却制度における高齢者向け優良賃貸住宅に係る措置について、次のとおり割増率の見直しが行われた上、その適用期限が2年延長されました。(措法14、47、68の34)

- (1) 一定の認定支援施設と一体として整備が行われた支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅及び認定支援施設

		改正前	改正後
①	耐用年数が35年未満であるもの	100分の28	100分の40
②	耐用年数が35年以上であるもの	100分の40	100分の55

- (2) 上記(1)の支援施設一体型高齢者向け優良賃貸住宅以外の高齢者向け優良賃貸住宅

		改正前	改正後
①	耐用年数が35年未満であるもの	100分の28	100分の20
②	耐用年数が35年以上であるもの	100分の40	100分の28



この改正は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅について適用する。(平21改所法等附27⑨)

【4】政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例等の延長

政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の適用期限が平成26年12月31日まで5年延長されました。(措法41の18)

【5】定額給付金の非課税措置

「生活対策」において実施することとされた定額給付金については、所得税・住民税が課税されません。(措法41の8②、措令26の8の2、措規19の2)

4 税制の抜本的な改革に係る措置

- (1) 政府は、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成20年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成23年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとされます。この場合において、当該改革は、2010年代の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとされます。(平21改所法等附104①)
- (2) 上記(1)の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとされます。(平21改所法等附104②)
- (3) 上記(1)の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとされます。(平21改所法等附104③)

①	個人所得課税	格差は正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
②	法人課税	国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
③	消費課税	その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を

		検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
④	自動車関係諸税	簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。
⑤	資産課税	格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。
⑥	納税者番号制度	納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。
⑦	地方税制	地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。
⑧	グリーン化税制	低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進すること。

5 「経済危機対策」による税制改正の概要

短期的な危機（「底割れ」のリスク）と構造的な危機（世界経済の「大調整」への対応）に対処するために「経済危機対策」が行われる予定です。本対策が実施された場合の経済効果としては、21年度実質 GDP 成長率を2%程度押し上げ、また、需要拡大による40~50万人程度（1年間）の雇用創出が期待されています。

この経済危機対策の1つとして、需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備が行われましたので次ページ以下に緊急収録しました。（平成21年6月26日法律第61号交布・施行）

【1】直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度（措法70の2）

生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年の1月1日において20歳以上の者が直系尊属から自己の居住の用に供する一定の居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、その期間を通じて500万円まで贈与税を課さないこととされました。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とされました。

また、一定の居住用家屋とは、自ら居住する主たる居住用家屋（その床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供されるもので、一棟の家屋で床面積が50平方メートル以上などの要件あり）の取得に限り、同時に取得する敷地及び居住用家屋の増改築等を含むほか、その具体的要件の詳細は、次ページの「住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例」とほぼ同様とされました。

平成21年
平成22年
の2年間

20歳以上の者が直系尊属から
受ける居住用財産の取得等資金
の金銭贈与



500万円まで
贈与税非課税

* 2年間を通じて

【暦年課税の場合】 → {居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与ー〔110万円(基礎控除) + 500万円(今回の追加控除)〕} × 贈与税率
ー速算控除額 = 贈与税額

【住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例の場合】

→ {居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与ー〔3,500万円(特別控除) + 500万円(今回の追加控除)〕} × 20% (一律) = 贈与税額

【参考】住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税の特例制度の概要

【制度の概要】 平成15年1月1日以後の贈与から、選択により、相続税と贈与税を一体として精算する「相続時精算課税制度」が適用できます。さらに、平成15年1月1日から平成21年12月31日までの間に、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、非課税枠が3,500万円まで利用できます。

【適用対象者】 贈与税：65歳未満の親からの贈与でも可能
受贈者：20歳以上の子（推定相続人）

【非課税限度額】 2,500万円の非課税枠に1,000万円の住宅資金特別控除が上乗せされ、合計3,500万円まで非課税となります。

【適用対象となる住宅の主な要件】

区 分	床面積	築後経過年数	工事費用
住宅の新築・取得、 買換え・建替え	50平方メートル以上	既存住宅の場合のみ ・耐火建築物：築後25年以内 ・非耐火建築物：築後20年以内 ・新耐震基準を満たすものは築後要件不要。	
住宅の増築、改築、 大規模修繕等	(増改築後) 50平方メートル以上		工事費用 100万円以上

【2】中小企業の交際費課税の軽減（措法61の4）

交際費等の損金不算入制度について、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人に係る定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられました。（なお、資本金1億円超の場合は0円です。）




この改正は、平成21年4月1日終了事業年度から適用されます（改正法附則6、9）。



【3】研究開発税制の拡充（措法10の2、42の4の2）

研究開発税制について、法人税額の落ち込みに伴い税額控除できる金額が少なくなり、その効果が損なわれることがないように、平成21・22年度における税額控除の限度額が法人税額の2割から3割へ引き上げられるとともに、平成21・22年度に控除しきれなかった金額が平成24年度まで利用可能とされました。

<p>(1) 平成21年度及び平成22年度に開始した事業年度の特例</p>	<p>平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始する事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げられました。</p> <p>税額控除上限額＝法人税額×  改正前 20% → 改正後 30%</p>
<p>(2) 平成23年度に開始した事業年度の特例</p>	<p>平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額の平成21年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とされました。</p>
<p>(3) 平成24年度に開始した事業年度の特例</p>	<p>平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する事業年度において税額控除限度超過額を繰越控除する場合には、繰越控除の対象となる金額に平成21年度又は平成22年度に生じた繰越税額控除限度超過額を含めることとされました。この場合に、繰越控除の適用を受けることができる限度額は、当期の法人税額の30%とされました。</p>
<p>(4) その他所要の規定の整備</p>	<p>上記(1)から(3)までの措置の改正に伴い、一事業年度において複数の法人税の特別税額控除制度の適用を受けることができる場合には、これらの特別税額控除制度による控除税額の合計額のうち、当期の法人税額を超える部分の金額は、繰越税額控除限度超過額として繰越控除できることが明確化されました。（措法10の7、42の12）</p>

(注) 所得税については平成22年分以後に適用されます。